

Chapter3

しなければならない許可の変更・廃業届

1 変更届・廃業届について

(1) 変更の届出 [法第11条各項] 記載例 p236～268 (p261～263を除く。)

許可を受けたあと、法第11条に掲げる事項（経營業務の管理責任者の変更等）に該当するに至った場合には、p229～231の「変更事項別必要書類一覧及び提出書類のとじ方」に従って必要な書類を添付し、届出書類を法定提出期限内に提出しなければなりません。該当日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日までとなります。《静岡県の休日を定める条例第2条》

なお、届出を怠った場合は、更新することができず、監督処分の対象になる場合もあります。

(2) 廃業等の届出 [建設業法第12条] 記載例 p261～263

(1)による変更等の届出のほか、次表の左欄に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる者は、30日以内に管轄の土木事務所へ書面（様式第22号の2及び様式第22号の4）をもってその旨を届け出なければなりません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
①許可に係る建設業者が死亡したとき	その相続人
②法人が合併により消滅したとき	その役員であった者
③法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
④法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	その清算人
⑤許可を受けた建設業を廃止したとき	当該許可に係る建設業者であった個人又は当該許可に係る建設業者であった法人の役員

(3) 書類の作成

届出書類を3通（正本1通、副本2通）、確認書類を1通用意し、提出してください。届出書類の様式については、静岡県HPの「建設業のひろば」から入手してください。

ホームページ「建設業のひろば」

<<http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/index.html>>

- ① 検索エンジンで「建設業のひろば 許可申請書」と入力して検索すると、申請書を掲載したホームページを簡単に見つけることができます。

建設業のひろば 許可申請書

検索

- ② 「建設業のひろば」内の「建設業許可」をクリックしてください。
- ③ 「建設業許可申請書等様式集」から申請様式をダウンロードしてください。

(4) 書類の提出

書類の提出部数は、正本1通、副本2通です。届出の際は、直近の許可申請書副本、その後提出した変更等の届出書副本を必ず持参してください。

窓口では、許可の要件を満たしているか否かを書面及び口頭により審査しますので、届出者本人（届出者の役員及び従業員でも可）又は委任を受けた行政書士が届出書類等を持参してください。届出書類等に記載誤りや不備があった場合には、書類の修正等を行っていただき、再来を求めることがありますので、御承知おきください。



なお、下書きの届出書類を持参した場合は、審査の対象となりません。

● 届出書類の提出先

静岡県知事許可業者の届出書類の提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所総務課建設業班です（p71参照、**郵送不可**）。

国土交通大臣許可業者の届出書類の提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局担当課です。

提出先	住所	電話番号	申請区分
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-953-8572	国土交通 大臣許可 (静岡県内に主たる営業所を有する者のみ)
下田土木事務所	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2104	静岡県 知事許可
熱海土木事務所	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9161・9162	
沼津土木事務所	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	055-920-2203	
富士土木事務所	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2458	
静岡土木事務所	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9308・9309	
島田土木事務所	〒427-0019 島田市道悦 5-7-1	0547-37-5245	
袋井土木事務所	〒437-0042 袋井市山名町 2-1	0538-42-3212	
浜松土木事務所	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1	053-458-7255・7256	

● 受付時間（土木事務所総務課建設業班）

【届出】 午前9時から午前11時30分まで、午後1時から午後4時30分まで

※1度に大量の届出を持参する場合は、事前に各担当窓口にご連絡ください。

2 届出書様式及び記載要領

(1) 届出書様式一覧

様式	届出書類	根拠法令
様式第 22 号の 2	変更届出書（第一面）（第二面）	規則第 9 条第 1 項
様式第 22 号の 3	届出書	規則第 10 条の 2
様式第 22 号の 4	廃業届	規則第 10 条の 3

(2) 届出書に添付するその他の届出書類

様式	届出書類	根拠法令
別紙一	役員等の一覧表	規則第 2 条第 1 号
別紙四	専任技術者一覧表	規則第 2 条第 1 号
様式第 2 号	工事経歴書	規則第 2 条第 2 号
様式第 3 号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	規則第 2 条第 3 号
様式第 4 号	使用人数	規則第 2 条第 4 号
様式第 6 号	誓約書	規則第 2 条第 6 号
	登記されていないことの証明書・身分証明書	規則第 4 条第 2 項・第 1 項第 5 号
様式第 7 号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	規則第 3 条第 1 項
別紙	常勤役員等の略歴書	規則第 3 条第 1 項
様式第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面～第四面）	規則第 3 条第 1 項
別紙一	常勤役員等の略歴書	規則第 3 条第 1 項
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	規則第 3 条第 1 項
様式第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	規則第 3 条第 1 項第 2 号
様式第 8 号	専任技術者証明書（新規・変更）	規則第 3 条第 2 項
	卒業証明書	規則第 3 条第 2 項第 1 号
様式第 9 号	実務経験証明書	規則第 3 条第 2 項第 2 号
	資格証明書	規則第 3 条第 2 項第 3 号
	監理技術者資格者証	規則第 3 条第 2 項第 4 号
様式第 10 号	指導監督的実務経験証明書	規則第 13 条第 2 項第 2 号
様式第 11 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表	規則第 4 条第 1 項第 1 号
様式第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	規則第 4 条第 1 項第 3 号
様式第 13 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	規則第 4 条第 1 項第 4 号
様式第 14 号	株主（出資者）調書	規則第 4 条第 1 項第 7 号
様式第 15 号	貸借対照表（法人用）	規則第 4 条第 1 項第 8 号
様式第 16 号	損益計算書（法人用）	規則第 4 条第 1 項第 8 号
様式第 17 号	株主資本等変動計算書	規則第 4 条第 1 項第 8 号
様式第 17 号の 2	注記表	規則第 4 条第 1 項第 8 号
様式第 17 号の 3	附属明細表	規則第 4 条第 1 項第 8 号
	事業報告書	規則第 10 条第 1 項第 1 号
様式第 18 号	貸借対照表（個人用）	規則第 4 条第 1 項第 9 号
様式第 19 号	損益計算書（個人用）	規則第 4 条第 1 項第 9 号
	定款	規則第 4 条第 1 項第 6 号
	登記事項証明書（法人のみ）	規則第 4 条第 1 項第 10 号
	登記事項証明書（支配人）	規則第 4 条第 1 項第 11 号
様式第 20 号	営業の沿革	規則第 4 条第 1 項第 12 号
	県税の納税証明書	規則第 4 条第 1 項第 15 号

* 閲覧対象書類（法第 13 条及び規則第 12 条の 2 により閲覧に供する書類）は様式欄を着色しています。それ以外の書類は閲覧対象外になります（編纂方法は p235 参照）。

申請書等は A4 サイズの用紙を使用してください。

各種書類のうち、以下の書類については黄色の紙を使用していただきますよう御協力をお願いいたします。

（届出書類の黄色着色部分です）

①様式第 22 号の 2 ②様式第 22 号の 3 ③様式第 22 号の 4

④様式第 7 号 ⑤様式第 7 号の 2 ⑥様式第 7 号の 3 ⑦様式第 8 号

(3) 届出書様式及び記載要領

● 様式第22号の2 変更届出書



様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
0 0 0 0 0 6

該当する事項に○を付ける。

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
- (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者

について変更があったので届出をします。

様式第1号申請者欄に準じて記載する。

p69 参照

令和 年 月 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

地方
北海道開発局長
知事 殿

大臣
知事

コード

届出者

許可年月日

許可番号 項番 3 5 3 国土交通大臣 知事 許可 (般 特) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

法人番号 3 6 3 5 10 15 法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。)

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

「変更前」及び「変更後」の欄には、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載する。

変更の生じた年月日を記載する(登記日ではない)。

届出の内容が、経營業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
届出の内容が、営業所において営業しようとする建設業、営業所の名称又は所在地に係る変更、営業所の新設・廃止の場合には、第二面の提出を要する。
届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載する。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7

商号又は名称 3 8

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9

代表者又は個人の氏名 4 0

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1

主たる営業所の所在地 4 2

郵便番号 4 3

資本金額又は出資総額 4 4 (千円)

電話番号 4

変更のあった部分のみ記入する。

所在地・電話番号、郵便番号の変更の場合は必ず4か所とも記入する。

市区町に続く町名街区以下を記入する。「丁目」、「番」、「号」等は「-」(ハイフン)で記入する。

右詰で記入する。

左詰で記入する。固定電話を記入する。

連絡先 所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

会社等の担当者名・連絡先を必ず記入する。

Chapter 3

(用紙A4)

(第二面)

区分 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣コード

許可番号 国土交通大臣 許可(一般) 特) 第 号 平成 年 月 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 (1. 一般)
 変更前

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の名称

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 _____

従たる営業所の所在地

郵便番号 - 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般)
 変更前

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の名称

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地

郵便番号 - 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般)
 変更前

変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記載する。

許可を受けている建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業について、一般は「1」を、特定は「2」を記載する。



- ① 営業体の変更
 ② 組織内容の変更

14日~30日以内に
 変更を
 明らかにしておく
 (法第11条)

記載上の注意（様式第22号の2）

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 2 「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般
北海道開発局長 及び については、不要のものを消すこと。
知事」、 知事」、 特」
 - 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。
 - 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1□のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
 - 5 3 6「許可番号」の欄の 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
 - 6 3 6「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
 - 7 「変更前」及び「変更後」の欄には、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
 - 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
 - 9 届出の内容が、第7条第1項に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
 - 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
 - 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
 - 12 3 7「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
 - 13 3 8「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例

□	株	□	A	建設	□
□	B	建設	□	(有)	□

)
- | 種 類 | 略 号 |
|--------|-----|
| 株式会社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合名会社 | (名) |
| 合資会社 | (資) |
| 合同会社 | (合) |
| 協同組合 | (同) |
| 協業組合 | (業) |
| 企業組合 | (企) |
- 14 3 9「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
 - 15 4 0「代表者又は個人の氏名」の欄には、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
 - 16 4 1「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、p265のコード表により、営業所の所在する市区町の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 17 4 2「主たる営業所の所在地」及び8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2□1□1□3□のように記入すること。
 - 18 4 3及び8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03□52□53□8111□のように左詰めで記入すること。
「資本金額」
 - 19 4 4 又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 **8** **1** 「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 **8** **3**及び**8** **8** 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、**8** **4** 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

●市町村コード（項番 41）及び管轄土木事務所

コード	市区町名	管轄土木事務所	コード	市区町名	管轄土木事務所
22219	下田市	下田土木事務所	22209	島田市	島田土木事務所
22301	賀茂郡東伊豆町		22212	焼津市	
22302	賀茂郡河津町		22214	藤枝市	
22304	賀茂郡南伊豆町		22226	牧之原市	
22305	賀茂郡松崎町		22424	榛原郡吉田町	
22306	賀茂郡西伊豆町		22429	榛原郡川根本町	
22205	熱海市		熱海土木事務所	22211	
22208	伊東市	沼津土木事務所	22213	掛川市	
22203	沼津市		22216	袋井市	
22206	三島市		22223	御前崎市	
22215	御殿場市		22224	菊川市	
22220	裾野市		22461	周智郡森町	
22222	伊豆市		22138	浜松市中央区	浜松土木事務所
22225	伊豆の国市		22139	浜松市浜名区	
22325	田方郡函南町	22140	浜松市天竜区		
22101	静岡市葵区	22221	湖西市		
22102	静岡市駿河区	静岡土木事務所			
22103	静岡市清水区				



● 様式第22号の3 届出書

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4)
0 0 0 0 8

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(3) 専任の技術者を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至った
} ので届出をします。

令和 年 月 日

該当する理由に○を付ける。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届出者

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記載する。

項番 大臣コード
許可番号 5 1 3
国土交通大臣許可(一般-) 第 5 10 号 令和 年 月 日

該当するものに○を付ける。

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 2 3 5 10 13 14 16 18
許可を受けている一部の業種を廃業した場合、又は営業所の廃止等に伴い専任の技術者を削除した場合は、(3)を囲む。

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 3 5 10 13 14 16 18 生年月日 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 3 5 10 13 14 16 18
削除される技術者がいた営業所の名称、担当していた建設工事の種類を記載する。

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 3 5 10 13 14 16 18 生年月日 年 月 日

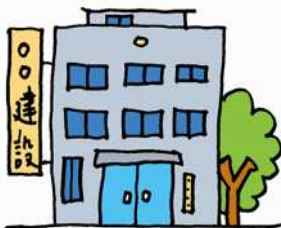
営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

[]

営業の実態



- ① 営業体の変更
- ② 組織内容の変更

14日～30日以内に

変更を
明らかにしておく
(法第11条)

記載上の注意（様式第22号の3）

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工種の種類」の欄に記載すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工種の種類」の欄に記載すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄にその理由を記載すること。
- 2 「地方整備局長 国土交通大臣 一般
北海道開発局長 及び
知事、 知事、 特」
については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
「大臣」
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の 知事 コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建 設** **太 郎** のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工種の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

記載上の注意（様式第22号の4）

- 1 「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般
北海道開発局長 及び については、不要のものを消すこと。
知事」、 知事」、 特」
- 2 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合には「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 5 5「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 7 5 7「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けていた建設業全部について、6と同じ要領で記載すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

● 静岡県様式 役員等一覧表 p271参照

● 別とじ用表紙 p273参照

3 変更事項別必要書類一覧等 ※提出書類の編さんはP 235 参照のこと

届出の際は、直近の許可申請書副本、その後提出した変更等の届出書副本を必ず持参してください。届出を怠った場合、更新することができず、また、監督処分の対象となる場合もあるので、必ず法定期限内に提出してください。

14日
以内

(1) 事実の発生したときから14日以内 《法第11条第4項》

届出書様式及び添付書類		確認資料等
A 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の変更・追加 p236		
①変更届出書（様式第22号の2）		・経營業務の管理責任者の確認書類 p174 ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票（記録事項証明書で旧姓が併記されているもの）の写しを提示 ※役員等の変更が伴う場合は、Mの届出書類
イ 該 当	②常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書（様式第7号）	
	③常勤役員等の略歴書（別紙）	
ロ 該 当	②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一～四面）（様式第7号の2）	役員経験で新たに経營業務の管理責任者に就任する場合、過去の経験期間の地位（役員としての地位）確認のため、確認資料として登記事項証明書の提出が必要です（確認資料なので3部ではなく1部提出）。
	③常勤役員等の略歴書（別紙一）	
	④常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（別紙二）	
B 健康保険等の加入状況の変更（人数のみの変更を除く。） p241		
①健康保険等の加入状況（様式第7号の3）		・p86～90の確認書類
C-1 専任技術者の変更・追加（変更を伴う削除を含む。） p243		
①変更届出書（様式第22号の2）		・営業所の専任技術者の確認書類 p179 ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票（記録事項証明書で旧姓が併記されているもの）の写しを提示 ※区分「2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更」に係る届出の場合、①の提出は不要です。
②専任技術者一覧表（別紙四）		
③専任技術者証明書（様式第8号）		
該当する場合 提出する書類	④資格証明書等 ⑤実務経験証明書（様式第9号） ⑥指導監督的実務経験証明書（様式第10号）	
C-2 専任技術者の削除 p246		
①変更届出書（様式第22号の2）		※一部廃業等により専任技術者を削除した場合は廃業届と併せて届け出る。専任技術者の交替に伴う削除の場合は、様式第22号の2、別紙四、様式第8号により届け出る。
②届出書（様式第22号の3）		
③専任技術者一覧表（別紙四）		
D 欠格要件に該当したとき p247		
・届出書（様式第22号の3）		法第8条第1号又は第7号から第13号までのいずれかに該当した場合
E 令第3条に規定する使用人の変更（支店長等） p248		
*既に令第3条使用人である者が営業所間で異動するとき等はQの⑦として提出。		
①変更届出書（様式第22号の2）		・「役員等氏名一覧表（県様式）」p271 ・登記されていないことの証明書・身分証明書（新任者の場合のみ） ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票（記録事項証明書で旧姓が併記されているもの）の写しを提示 ※被後見人又は被保佐人に係る申請を行う場合は医師の診断書を併せて添付
②誓約書（様式第6号）		
③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）		
④建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）（新任者の場合のみ）		

* 閲覧対象書類（法第13条及び規則第12条により閲覧に供する書類）は届出書様式及び添付書類欄を着色しています。

それ以外の書類は閲覧対象外になります（編纂方法はp235参照）。

※専任技術者となる者が、他の建設業者の経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者として申請していた場合、必ずこれらの削除の届出を事前に提出すること。

同様に、経營業務の管理責任者となる者が他の建設業者の経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者として申請していた場合、必ずこれらの削除の届出を事前に提出すること。

(2) 事実の発生したときから30日以内 《法第11条第1項》

30日
以内

届出書様式及び添付書類		確認資料等
F 商号又は名称 p249		
①変更届出書（様式第22号の2）		
②登記事項証明書（法人の場合）		
③営業の沿革（様式第20号）		
G 営業所の名称・所在地（住居表示の変更を含む） p250		
①変更届出書（様式第22号の2）＋第二面		※所在地の変更に係る場合は、営業所の写真を添付 p183～184
②登記事項証明書（法人の場合）		※従たる営業所変更の場合は第二面も必要
③営業の沿革（様式第20号）		※登記がない営業所は登記事項証明書不要
H 営業所の新設 p251		
①変更届出書（様式第22号の2）＋第二面		・ C、Eの届出書類
②登記事項証明書（法人の場合）		・ 営業所の写真 p183～184 を参照
③営業の沿革（様式第20号）		※登記がない営業所は登記事項証明書不要
I 営業所の廃止 p252		
①変更届出書（様式第22号の2）＋第二面		・ Cの届出書類
②登記事項証明書（法人の場合）		※登記がない営業所は登記事項証明書不要
③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）		
④営業の沿革（様式第20号）		
J 営業所の業種追加 p253		
・ 変更届出書（様式第22号の2）＋第二面		・ Cの届出書類
K 営業所の業種廃止 p254		
・ 変更届出書（様式第22号の2）＋第二面		・ Cの届出書類
L 資本金額 p255		
①変更届出書（様式第22号の2）		・ Mの届出書類（株主等が変更する場合）
②株主（出資者）調書（様式第14号）		
③登記事項証明書		
④営業の沿革（様式第20号）		
M-1 役員等の就任 p257		
①変更届出書（様式第22号の2）		・ Aの届出書類（経管変更が伴う場合）
②役員等の一覧表（別紙一）		・ 「役員等氏名一覧表（県様式）」p271
③誓約書（様式第6号）		・ 登記されていないことの証明書・身分証明書（株主等は除く。）
④許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）		※役員変更届が法定期限内（変更後30日以内）であり、かつ、許可申請書と同時に提出された場合には、当該新任役員についての「登記されていないことの証明書」等は正本を許可申請書に添付し、写しを変更届に添付することが可能。
⑤登記事項証明書		※被後見人又は被保佐人に係る申請を行う場合は医師の診断書を併せて添付
M-2 代表者の変更・役員等の氏名（改姓等） p257		
①変更届出書（様式第22号の2）		・ Aの届出書類（経管変更が伴う場合）
②役員等の一覧表（別紙一）		※株主等にあっては提出不要
③登記事項証明書		
M-3 役員等の辞任 p257		
①変更届出書（様式第22号の2）		
②役員等の一覧表（別紙一）		
③登記事項証明書		
M-4 株主の変更等 p257		
提出書類については p232 の表を確認願います。		

30日

以内

届出書様式及び添付書類		確認資料等
N 個人業者又は支配人の氏名（改姓等） p259		
①変更届出書（様式第22号の2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aの届出書類（経管変更が伴う場合） ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票（記録事項証明書で旧姓が併記されているもの）の写しを提示 	
②役員等の一覧表（別紙一）		
③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）（支配人の場合）		
④登記事項証明書（支配人の場合）		
O-1 支配人（令第3条に規定する使用人）の就任 p260		
①変更届出書（様式第22号の2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aの届出書類（経管変更が伴う場合） ・ 登記されていないことの証明書・身分証明書 ・ 「役員等氏名一覧表（県様式）」p271 ※被後見人又は被保佐人に係る申請を行う場合は医師の診断書を併せて添付 	
②誓約書（様式第6号）		
③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）		
④建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）		
⑤登記事項証明書（支配人登記）		
O-2 支配人（令第3条に規定する使用人）の辞任 p260		
①変更届出書（様式第22号の2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aの届出書類（経管変更が伴う場合） ・ 「役員等氏名一覧表（県様式）」p271 	
②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）		
③登記事項証明書（支配人登記）		
P-1 一部の業種の廃業 p261		
①変更届出書（様式第22号の2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ Cの届出書類 	
②廃業届（様式第22号の4）		
P-2 全部の業種の廃業 p262		
・ 廃業届（様式第22号の4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ p263の確認書類 	

（3）毎事業年度終了後4か月以内 《法第11条第2項・第3項》

届出書様式及び添付書類		確認資料等
Q 毎事業年度（決算期）を経過したとき p264		
①変更届出書（事業年度終了用のもの）		
②工事経歴書（様式第2号）		
③直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）		
④財務諸表		
<法人の場合>		<個人の場合>
貸借対照表（様式第15号）		貸借対照表（様式第18号）
損益計算書・完成工事原価報告書（様式第16号）		損益計算書（様式第19号）
株主資本等変動計算書（様式第17号）		
注記表（様式第17号の2）		
附属明細表（様式第17号の3）（資本金の額が1億円超又は直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ）		
事業報告書（特例有限会社を除く株式会社のみ）		
⑤納税証明書（県税納税証明書）		
⑥使用人数（様式第4号）※変更があった場合		
⑦建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）※変更があった場合		
⑧現行定款の写し（又は原始定款及び議事録の写し）※変更があった場合		
⑨健康保険等の加入状況（様式第7号の3）※（人数の変更の場合のみ）		

（4）その他

届出書様式及び添付書類		確認資料等	各項目 参照
R 営業所の電話番号及びFAX番号 p268			
・ 変更届出書（様式第22号の2）	・ 変更後速やかに		

●M-4 株主の変更等に必要な書類

		22号の2	変更届の区分	別紙1	6号	20号	12号	14号	登記簿	身分証明書等	役員等氏名一覧表(県様式)
役員 株主	役員 非株主	○	資本金額	×	×	○	×	○	○	×	×
			資本金額の変更を伴う場合								
			資本金額の変更はなく、他に株主になる者がいる場合 (株主でない他者に株式を譲渡した場合)								
	非役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	×	○	×	×
	非役員 非株主	○	役員等の氏名	○	×	×	×	○	○	×	×
役員 非株主	役員 株主	○	資本金額	×	×	○	×	○	○	×	×
			資本金額の変更を伴う場合								
			資本金額の変更はなく、他に株主でなくなる者がいる場合 (株主である他者の株式を取得した場合)								
	非役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	○	○	×	×
	非役員 非株主	○	役員等の氏名	○	×	×	×	×	○	×	×
非役員 株主	役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	×	○	○	○
	役員 非株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	○	○	○	○
	非役員 非株主	○	役員等の氏名	○	×	×	×	○	×	×	×
非役員 非株主	役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	○	○	○	○
	役員 非株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	×	○	○	○
	非役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	○	×	×	×

※5/100未満の株を所有する株主は便宜上、非株主に分類

●必要届出様式の一覧

p234と見開きで参照してください。

※M-4 株主の変更等については p 232を確認してください。

提出期限	分類記号	届出事由	頁	No	1	2	3	4	5	6	7	8	
				根拠法令	様式第22号の2	様式第22号の3	様式第22号の4	別紙一	別紙四	様式第2号	様式第3号	様式第4号	
					221	225	227	72	76	77	83	84	
14日以内	A	経營業務の管理責任者等【注1】	236	法第11条第4項	○			M					
	B	健康保険等の加入状況	241	法第11条第4項									
	C	専任技術者【注1】	変更・追加	243	法第11条第4項	○				○			
			削除	246	法第11条第4項	○	○			○			
	D	欠格要件に該当したとき	247	法第11条第5項		○							
E	令第3条に規定する使用人(支店長等)【注1】【注2】	248	規則第8条		○								
30日以内	F	商号又は名称	249	法第11条第1項	○								
	G	営業所の名称・所在地	250	法第11条第1項	◎								
	H	営業所の新設	251	法第11条第1項	◎				C				
	I	営業所の廃止	252	法第11条第1項	◎	C							
	J	営業所の業種追加	253	法第11条第1項	◎				C				
	K	営業所の業種廃止	254	法第11条第1項	◎	C							
	L	資本金額	255	法第11条第1項	○			M					
	M	役員等【注1】	就任	257	法第11条第1項	○			○				
			代表者/改姓等	257	法第11条第1項	○			○				
			辞任	257	法第11条第1項	○			○				
	N	個人業者又は支配人の氏名(改姓等)【注1】	個人事業主	259	法第11条第1項	○			○				
			支配人	259	法第11条第1項	○			▲				
O	支配人	就任	260	法第11条第1項	○								
		辞任	260	法第11条第1項	○								
P	廃業【注3】	261 262	法第12条	▲		○							
4月以内	Q	毎事業年度(決算期)を経過したとき	264	法第11条第2項						○	○	▲	
随時	R	営業所の電話番号及びFAX番号【注4】	268	—	○								

○: 当該事由の届出の際に必要な提出書類

◎: 第二面が必要なもの

▲: 場合によっては必要な提出書類

☆: 役員経験により新たに経營業務の管理責任者となる場合に、確認資料として必要な提出書類

※届出事項が複合する場合には、それぞれの届出が必要になりますので、注意してください。

A: 分類記号A(経營業務の管理責任者)の届出が伴う場合はその書類を提出する。

C: 分類記号C(専任技術者)の届出が伴う場合はその書類を提出する。

E: 分類記号E(令第3条に規定する使用人)の届出が伴う場合はその書類を提出する。

M: 分類記号M(役員等)の届出が伴う場合はその書類を提出する。

※届出に際し確認書類等の提出が必要な場合は、p269~270、p172~184を参照してください。

※合併又は事業譲渡に伴い、F~Oを届け出る場合は、様式第22号の2の「備考」欄に、合併又は事業譲渡による変更である旨を記載すること。

No	9	10	11	12	12	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
分類記号	様式第6号	身分証明書等※	様式第7号	別紙	様式第7号の2	別紙一・別紙二	様式第7号の3	様式第8号	資格証明書等	様式第9号	様式第10号	様式第11号	様式第12号	様式第13号	様式第14号	財務諸表	定款	登記事項証明書	様式第20号	納税証明書	
	85	153	126	129	130	136	86	138		141	144	91	145	146	147	92	122	148	123	150	
A	M	M	238 ページ参照																☆ M		
B							○														
C								○	▲	▲	▲										
D																					
E	○	○										○		○							
F																		○	○		
G																		▲	○		
H	E	E						C	C			E		E				▲	○		
I												○						▲	○		
J								C	C												
K																					
L	M												M		○			○	○		
M	○	○		A									○					○			
				A														○			
				A														○			
N				A														○			
				A								○						○			
O	○	○		A								○		○				○			
				A								○						○			
P																					
Q							▲					▲				○	▲				○
R																					

【注1】改姓・改名の場合は、戸籍抄本又は住民票の写しを提示してください。

【注2】既に令第3条に規定する使用人である者が営業所間で異動するとき等は分類Qとして様式第11号を提出してください。

【注3】様式第22号の2は、一部廃業の場合に添付してください。

【注4】FAX番号については、主たる営業所のものが変更した場合のみ届け出てください。Rの届出事由については、建設業法上届出事項になっていませんが、届出がない場合は連絡不能となる可能性がありますので、変更後速やかに届出願います。

※ 10の「身分証明書等」には、「登記されていないことの証明書」及び「医師の診断書（被補佐人又は被後見人である場合に限る。）」も含まれます。

●提出書類のとじ方

変更届出書類書類は、下記(1)～(3)のとおり分冊して提出してください。

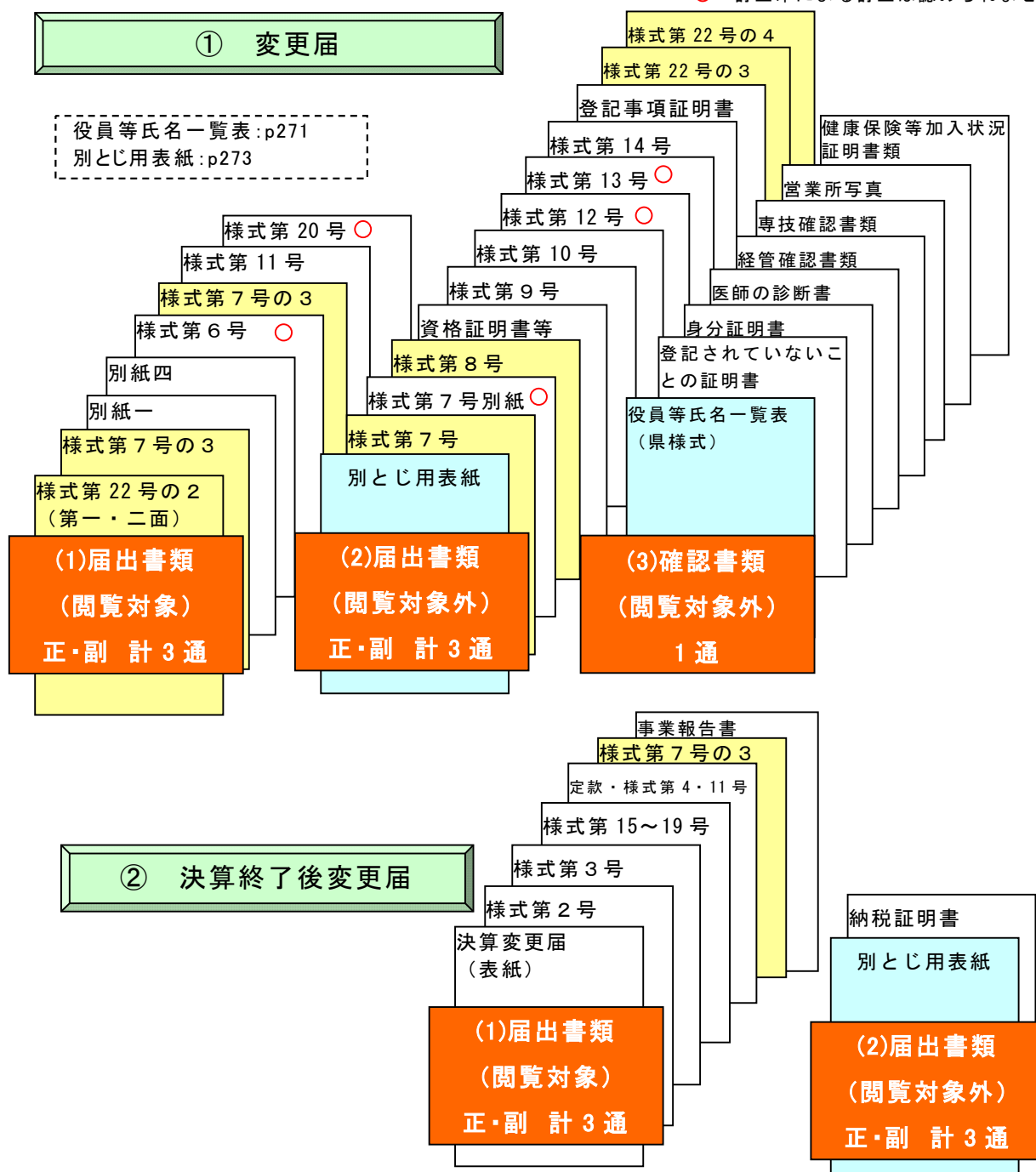
(1) 届出書類（閲覧対象）	正 1 通 ・ 副 2 通 計 3 通
(2) 届出書類（閲覧対象外）	正 1 通 ・ 副 2 通 計 3 通
(3) 確認書類（閲覧対象外）	1 通

* (2) 及び (3) は、別とじ用の表紙を添付し、クリップ等で留めてください。

* 役員変更届の場合は、役員等氏名一覧表を 1 通作成し、(3) に添付してください。

* 登記されていないことの証明書及び身分証明書は、正本分 1 通のみを(3)に添付して提出してください。

○＝訂正印による訂正は認められません。



4 変更事項別記載例

(1) 事実の発生したときから14日以内

A 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の変更



14日
以内

① 様式第22号の2（第一面）

ア 経營業務の管理責任者であった役員が経營業務の管理責任者のみ辞任し、これまで役員であった者が経營業務の管理責任者に就任する場合

変更届出書
(第一面)

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号}に規定の様式第1号申請者欄に準じて記載する。
p69 参照

令和 4 年 4 月 1 日

地方整備局長
北海道 静岡 静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
代表取締役 静岡 太郎

届出者

許可年月日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記載する。

国主交通大臣 許可 (一般 - 30) 第 00

許可番号 3522

法人番号 364080001234567

変更の生じた年月日を記載する (登記日等ではない)。

辞任した経營業務の管理責任者が変更後も継続して役員となる者について、「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「経營業務の管理責任者辞任」と記載する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名 (経營業務の管理責任者の変更)	静岡 太郎	静岡 太郎	R4. 3. 20	経營業務の管理責任者辞任
役員等の氏名 (経營業務の管理責任者の変更)	静岡 次郎	静岡 次郎	R4. 3. 20	経營業務の管理責任者就任

新たに就任した経營業務の管理責任者が変更前から継続して役員であった場合は、「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「経營業務の管理責任者就任」と記載する。

イ 経營業務の管理責任者であった役員が退任し、新たにこれまで役員でなかった者が役員及び経營業務の管理責任者に就任する場合

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名 (経營業務の管理責任者の変更)	静岡 太郎	静岡 次郎	R4. 3. 20	取締役・経營業務の管理責任者

役員及び経營業務の管理責任者を辞任した者の氏名を「変更前」欄に、新たに役員及び経營業務の管理責任者に就任した者の氏名を「変更後」欄にそれぞれ記載し、「備考」欄に「取締役・経營業務の管理責任者」と記載する。

ウ 経營業務の管理責任者であった役員が辞任し、これまで役員だった者が新たに経營業務の管理責任者に就任した場合

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	静岡 太郎	-	R4. 3. 20	取締役・経營業務の管理責任者 辞任
役員等の氏名 (経營業務の管理責任者の変更)	静岡 次郎	静岡 次郎	R4. 3. 20	経營業務の管理責任者 就任

役員及び経營業務の管理責任者を辞任した者について、「変更前」欄にその者の氏名を、「変更後」欄にハイフンをそれぞれ記載し、備考欄に「取締役・経營業務の管理責任者 辞任」と記載する。

新たに就任した経營業務の管理責任者が変更前から継続して役員であった場合は、「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「経營業務の管理責任者就任」と記載する。

Chapter 3

エ 常勤役員等 1 名で経營業務を管理する体制から、常勤役員＋常勤役員を直接に補佐する者により経営を管理する体制に変更する場合（イ該当からロ該当への変更）

記				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	静岡 太郎	—	R4. 3. 20	取締役・経營業務の管理責任者 辞任
役員等の氏名（経營業務の管理責任者の変更）	磐田 吾郎	磐田 吾郎	R4. 3. 20	常勤役員等
	—	葵 孝彦	R4. 3. 20	財務管理を直接補佐する者就任
	—	駿河 佑香	R4. 3. 20	労務管理を直接補佐する者就任
	—	清水 知栄	R4. 3. 20	業務運営を直接補佐する者就任

役員及び経營業務の管理責任者を辞任した者について、「変更前」欄にその者の氏名を、「変更後」欄にハイフンをそれぞれ記載し、備考欄に「取締役・経營業務の管理責任者 辞任」と記載する。

新たに就任した常勤役員等が変更前から継続して役員であった場合は、「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「常勤役員等」と記載する。財務管理、労務管理、業務運営に関し当該常勤役員を直接に補佐する者について「変更後」欄にその者の氏名を、「変更前」欄にハイフンをそれぞれ記載し、備考欄に「〇〇を直接補佐する者就任」と記載する。

オ 常勤役員＋常勤役員を直接に補佐する者により経営を管理する体制から、常勤役員等 1 名で経營業務を管理する体制に変更する場合（ロ該当からイ該当への変更）

記				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名（経營業務の管理責任者の変更）	磐田 吾郎	磐田 吾郎	R4. 3. 20	常勤役員等（経營業務の管理責任者）
	葵 孝彦	—	R4. 3. 20	財務管理を直接補佐する者 辞任
	駿河 佑香	—	R4. 3. 20	労務管理を直接補佐する者 辞任
	清水 知栄	—	R4. 3. 20	業務運営を直接補佐する者 辞任

これまで常勤役員＋補佐人による経営体制だった者が、常勤役員 1 名での経営に切り替える場合「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名をそれぞれ記載し、備考欄に「常勤役員等（経營業務の管理責任者）」と記載する。

常勤役員等を直接に補佐する者を削除する場合、「変更前」欄にその者の氏名、「変更後」欄にハイフンを記載し、「備考」欄に「〇〇を直接補佐する者辞任」と記載する

カ 常勤役員等を直接に補佐する者の変更

記				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名（経營業務の管理責任者の変更）	磐田 吾郎	磐田 吾郎	R4. 3. 20	常勤役員等
	葵 孝彦	葵 孝彦	R4. 3. 20	財務管理を直接補佐する者
	遠江 英太	駿河 佑香	R4. 3. 20	労務管理を直接補佐する者の変更
	清水 知栄	清水 知栄	R4. 3. 20	業務運営を直接補佐する者

変更とならない者を含め、「変更前」欄に変更前の、「変更後」欄に変更後の常勤役員＋常勤役員を直接に補佐する者の氏名をそれぞれ記載し、変更となる者の備考欄に「〇〇を直接補佐する者の変更」と記載する。

② 別紙一

* イ及びウのケースで記載

個人及びアのケースの場合は提出不要

別紙一

フリガナをつける。

役員等の一覧表

令和 4 年 4 月 1 日

フリガナ		役員等の氏名及び役名等		常勤・非常勤の別
フリガナ	フリガナ	氏名	役名等	
シズオカ	シズオカ	太郎	取締役	常勤
シズオカ	シズオカ	次郎	代表取締役	常勤
ヤマダ	ヤマダ	弘	取締役	常勤
ユイ	ユイ	花子	取締役	
スズキ	スズキ	一郎	株主等	
スズキ	スズキ	次郎	株主等	

役名のほかに、常勤・非常勤の区別を記入する。「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

「株式会社の取締役」、「持分会社の業務を執行する社員」、「指名委員会等設置会社の執行役」、「法人格のある各種組合の理事等」、「顧問」、「相談役」、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」を記入する。いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は記入しない。

「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、法第5条第3号に規定する役員等(以下「役員等」という。)に該当するものである。

「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準じる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員に含まれない。

また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る)」について記載させることとし、その他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載する。

〔ガイドライン〕

③ 様式第7号

イ該当、ロ該当の別や変更内容によって様式第7号関係は提出書類が異なります。

			区分	第7号	第7号別紙	第7号の2	第7号の2別紙一	第7号の2別紙二
常勤役員等の変更	役員変更なし	イ該当	ア	○	○	×	×	×
		ロ該当		×	×	○	○	×
	役員就任あり	イ該当	イ	○	○	×	×	×
		ロ該当		×	×	○	○	×
	役員退任有り	イ該当	ウ	○	○	×	×	×
		ロ該当		×	×	○	○	×
イ該当→ロ該当への変更			エ	×	×	○	○	○
ロ該当→イ該当への変更			オ	○	○	×	×	×
常勤役員等を補佐する者の変更			カ	×	×	○	×	○

***アのケースで記載**

様式第七号（第三条関係）

この証明書は、被証明者一人につき証明者別に作成すること。

Chapter 3

不要なものを消す。
(1)役員等経験 (2)執行役員経験 (3)補佐経験

業務の管理責任者

経営業務の管理責任者としての経験を有する期間を記入する。
被証明者の経験期間が休職等によって中断している場合は、二段書きすることができる（証明者は同一であること）。

経験時の役職名を記載する。

代表取締役
経験年数 平成16年 1月から令和4年 3月まで 満18年 2月
証明者と被証明者の関係 役員

証明者が法人である場合は「役員」等と、個人である場合には「本人」等と証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。

令和 4 年 4 月 1 日

静岡市葵区追手町9番6号
静岡建設株式会社
代表取締役 静岡 太郎

証明者は、原則として、証明をしようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主とする。ただし、解散等のために使用者がない場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者またはある者として記載することができる。この場合には解散等の登記事項証明書を添付すること。また、事業主として自営した場合には「備考」欄に「自営のため」と記載し、自己証明をすることができる。
証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載し、個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称、氏名を記載すること。

(2) 下記の者は、許可申請者 ~~の常勤の役員~~ ~~本人~~ ~~の支配人~~ で第7条第1号イ ~~(1)~~ ~~(2)~~ ~~(3)~~ に該当する者であることに相違ありません。

不要なものを消す。

許可申請者と経営業務の管理責任者との関係を選択する。該当しないものを消す。

静岡市葵区追手町9番6号
静岡建設株式会社
代表取締役 静岡 太郎

代理人は不可

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加した日付を記載する。
事実の発生したときから14日以内に届出ること。

変更の年月日 令和 4 年 3 月 20 日

複数の許可を受けている場合は、最も古い許可の年月日を記載する。

許可番号 1 8 2 2 国土交通大臣 静岡県知事 許可 一般 第 0 0 1 2 3 4 号 許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

姓と名の間は1カラム空ける。

右詰めで記入し、左余白に「0」を記載する。

氏名のフリガナ 1 9 シズ
氏名 2 0 静岡 次郎
住所 静岡市葵区追手町5-1
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 3 8 年 0 2 月 0 4 日

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

◎【変更前】住民票の文字で記載する。

変更前の経営業務の管理責任者を記載する。

氏名 2 1 静岡 太郎 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 3 8 年 0 8 月 0 6 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第7号は次の場合に作成すること。

- (1) 現在証明されている経営業務の管理責任者に変更があった場合
この場合、1 7「申請又は届出の区分」の欄の□には、「2」を記載し、◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記載すること。
- (2) 現在証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たな者を経営業務の管理責任者として証明する場合（担当する業種が異なる場合）
この場合、1 7「申請又は届出の区分」の欄の□には、「3」を記載し、◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄に記載すること。
婚姻等により氏名の変更があった場合は、上記（1）に該当するものとして作成し、提出すること。
その際、住民票の写しを添付すること（但し、県内に住所がある場合は不要）。

③ 様式第7号別紙 **訂正印による訂正は認められません。**

***アのケースで記載**

Chapter 3

別紙		(用紙A4)	
常勤役員等の略歴書			
現住所	静岡市葵区追手町9-18		
氏名	静岡 次郎	生年月日	昭和38年 2月 4日生
職名	取締役		
職	期 間	従 事 し た 職	申請時の職名を記載する。 <例：代表取締役・取締役（以上法人）・事業主（個人）>
	自 平成 元年 4月 1日	静岡建設株式会社に入社し、工事係員として大工工事、	
	至 平成 7年 3月 31日	する。	
	自 平成 7年 4月 1日	静岡建設株式会社の沼津営業所長に就任し、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管	
至 平成 16年 3月 31日	理、施工等の業務に従事する。		
自 平成 16年 4月 1日	静岡建設株式会社の常勤取締役に就任し、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、		
至 令和 4年 4月 現在日	施工ほか経営業務に従事する。		
賞	年 月 日	なし	職歴については、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴は全て記載すること。 従事した職務の内容及び職名を記載し、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載する。 他の会社を兼務している場合は兼務先も合わせて記載し、それぞれ常勤又は非常勤の別を明記する。 出向の場合は出向元及び出向先が分かるように記載する。
必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。			
上記のとおり相違ありません。			
令和 4年 4月 1日		氏 名 静岡 次郎	
記載要領			
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。			
「賞罰」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。 〔ガイドライン〕			

※賞罰とは、法律上の表彰・刑罰を指します。賞罰欄には、欠格要件の対象となる法令の刑罰（p26参照）を記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません。

14日
以内

B 健康保険等の加入状況

保険の加入状況に変更があった場合 → 変更から14日以内に提出
 従業員数に変更があった場合 → 毎事業年度終了後4か月以内に提出
(決算終了後の変更届に添付)

① 様式第7号の3

Chapter 3

様式第7号の3 (第三条、第七条の二関係) (用紙A4)

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和 4 年 4 月 1 日

地方整備局長 静岡県 知事 殿
 北海道開発局長 静岡県 知事 殿

申請者 静岡建設株式会社
 届出者 代表取締役 静岡 太郎

静岡市葵区追手町9番6号

許可年月日 平成 30 年 10 月 29 日

許可番号 国土交通大臣許可(般特-30)第012345号

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	11人 (3人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇 〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	××××××××××
沼津営業所					健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
浜松営業所	7人 (1人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
営業所一覧表に記載した順に記載する。	人 (人)					
					健康保険	
合計	25人 (4人)					

法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載する。
 () 内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載する。

加入は1、適用が除外される場合は2、本店等での一括加入の場合は3を記載する。
 年金事務所長の承認を受けて建設国保等に加入している場合は、適用除外として「2」を記載する。

事業所整理記号及び事業所番号等を記載
 協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになる。
 組合管掌保険に加入している場合は健康保険組合の名称を、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は建設国保の名称を記入する。
 雇用保険は、労働保険番号を記載する。

一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所ではない場合で、当該営業所で小規模であるため、人事管理部門がある本店で全ての営業所の保険加入手続を行っている場合は、当該営業所について加入有「1」を記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載する。

記載要領

- この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合

- ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合

「申請者

この場合、「(1)」を○で囲み、「届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
②新たに営業所を追加した場合

「申請者

この場合、「(2)」を○で囲み、「届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

- 2 「地方整備局長」「国土交通大臣」「般
北海道開発局長 及び については、不要のものを消すこと。
知事」、 知事」 特」
- 3 「申請者
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについての日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

- 健康保険・厚生年金保険の加入状況の確認方法等については、Chapter 2 P 86~90 を確認してください。

C-1 専任技術者の変更

① 様式第22号の2（第一面）



14日
以内

ア 専任技術者の交替

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

一般建設業の専任技術者の場合は下段を消す。
特定建設業の専任技術者の場合は上段を消す。
両方該当する場合はいずれも消さない。

変更届出書 （第一面）

該当する事項に○を付ける。

(用紙A4)
000006

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
建設業法第15条第2号

様式第1号申請者欄に準じて記載する。
p69参照

令和 4 年 4 月 1 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記載する。

地方整備局長
北海道開発局長
静岡県知事 殿

大臣 知事 コード

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
代表取締役 静岡 太郎

届出者

法人のみ記載する（個人は記載しない。記載があった場合は受付できません。）。

許可番号 3 5 2 2 国土交通大臣 静岡県知事 許可（特 0 1）第 0 0

法人番号 3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

削除する専任技術者の氏名を「変更前」欄に記載し、新たに追加する専任技術者の氏名を「変更後」欄に記載する。「備考」欄に当該専任技術者の配置される営業所の名称を記載する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	石津 隆	静岡 太郎	R4. 3. 25	本店

イ 営業所の新設に伴う専任技術者の追加

p251 参照

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	富士営業所	R4. 3. 25	
令第3条の使用人	—	富士 太郎	R4. 3. 25	富士営業所
専任技術者	—	富士 太郎	R4. 3. 25	富士営業所

新たに追加される専任技術者の氏名を「変更後」欄に記載し、「変更前」欄にはハイフンを記載する。「備考」欄に当該専任技術者の配置される営業所の名称を記載する。

ウ 営業所の廃止に伴う専任技術者の削除

p252 参照

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	御前崎営業所	—	R4. 3. 25	
令第3条の使用人	御前崎 太郎	—	R4. 3. 25	御前崎営業所
専任技術者	袋井 一郎	—	R4. 3. 25	御前崎営業所

削除する専任技術者の氏名を「変更前」欄に記載し、「変更後」欄にはハイフンを記載する。「備考」欄に当該専任技術者の配置されていた営業所の名称を記載する。

エ 営業所の業種追加に伴う専任技術者の担当業種・有資格区分の変更

p253 参照

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種追加	土木工事業	土木工事業	R4. 3. 25	沼津営業所
	とび・土工工事業	とび・土工工事業		沼津営業所
	—	建築工事業		沼津営業所
	—	大工工事業		沼津営業所

全ての業種を記載すること。

担当業種・有資格区分のみの変更で、配置される営業所における専任技術者の氏名に変更がない場合は、専任技術者の氏名の記載は要しない。

オ 営業所の業種廃止に伴う専任技術者の配置営業所の変更 p254 参照

記				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の廃止	土木工事業	—	R4.3.25	浜松営業所
	とび・土工工事業	とび・土工工事業	R4.3.25	浜松営業所
専任技術者	山田 弘	浜松 太郎	R4.3.25	浜松営業所

削除する専任技術者の氏名を「変更前」欄に記載し、新たに配置される専任技術者の氏名を「変更後」欄に記載する。「備考」欄に当該専任技術者の配置される営業所の名称を記載する。

専任技術者の担当業種・有資格区分の変更の届出にあつて、配置される営業所における専任技術者の氏名に変更がない場合は、様式第 22 号の 2 を要さず、様式第 8 号及び別紙四により届け出るものとする。

② 別紙四

*アのケースで記載

別紙四

専任技術者一覧表

令和 4 年 4 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	p140 参照	p187~192 参照
		建設工事の種類	有資格区分
静岡建設株式会社 本店	シズオカ ジロウ	建-9	37
	静岡 次郎	大-7	
	シズオカ タロウ	土-9	13
	静岡 太郎	と-7	
沼津営業所	ヤマグチ アキラ	土-9	13
	山口 章	と-7	
浜松営業所	ヤマダ ヒロシ	土-9	13
	山田 弘	と-7	

業種の略号及びハイフンに続けて、工事種別コードを記載する。

③ 様式第8号（追加）

*アのケースで記載

様式第八号（第三条関係） (用紙A4) 00003

専任技術者証明書（新規・変更）

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第16条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることにより
 (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

代理人の記名は不可

令和 4 年 4 月 1 日

申請者 静岡市葵区追手町5番1号
 届出者 株式会社静岡建産
 代表取締役 静岡 太郎

区 分 6 1 3 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所の変更)

該当する区分を選択する。 大臣コード

許可番号 6 2 2 2 国土交通大臣許可（一般-01）第001234号 令和01年08月14日

今後担当する建設工事の種類のみ記載する。 住民票の文字で記載する。

氏名 6 3 シ ズ 静岡 太郎 生年月日 S 3 8 年 0 8 月 0 6 日

氏名フリガナ シズオカ タロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

今後担当する建設工事の種類 6 4 9 7 15 16 17 18 19 20
 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 1 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

変更、追加又は削除の年月日 令和 4 年 3 月 2 5 日 営業所の名称 (旧所属)

専任技術者の住所 静岡市葵区追手町9-18 営業所の名称 (新所属) 本店

実際に変更を行った日を記載すること。事実の発生したときから14日以内に届け出ること。

新所属の営業所の名称を記載する。

- ④ 様式第8号（削除）略
- ⑤ 資格証明書等 略
- ⑥ 様式第9号 略
- ⑦ 様式第10号 略

※⑤、⑥、⑦の書類は該当する場合に提出する。
 ※既に提出している様式第8号及び第9号の控えを原本提示し、写しを3部（正本1部、副本2部）提出することで、様式第9号の添付を省略することができる（Chapter 2、p143参照）。

様式第8号は次の(1)から(4)までの場合に、被証明者3人までを1枚に、それぞれの場合ごとに作成すること。

(1) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合

「申請者」

この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「2」を記入すること。

(2) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合

「申請者」

この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「3」を記入すること。

(3) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記(1)又は(2)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）

「申請者」

この場合、「(2)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「4」を記入すること。

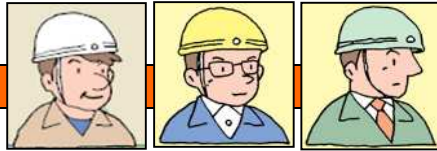
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（様式第22号の3）を用いて届け出ること。

(4) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合

「申請者」

この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(2)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(3)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。



14日
以内

C-2 専任技術者の削除

① 様式第22号の2 (第一面)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

(用紙A4)
00006

一般建設業の専任技術者の場合は下段を消す。
特定建設業の専任技術者の場合は上段を消す。
両方該当する場合はいずれも消さない。

変更届出書
(第一面)

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任技術者
(建設業法第15条第2号)

について変更があったので届出をします。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

様式第1号申請者欄に準じて記載する。
p69参照

令和 4 年 4 月 1 日

届出者 沼津市末広一丁目1番1号
伊東建設株式会社
代表取締役 伊東 一郎

大臣 コード
知事

許可番号 3522 国土交通大臣 許可 (一般 01) 第043210号 令和 01年08月14日
静岡県知事

法人番号 367143001234567

法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。)

記				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	鈴木 一郎	—	R4.3.25	袋井営業所

Chapter 3

② 様式第22号の3

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

(用紙A4)
00008

該当する理由に○を付ける。

届出書

下記のとおり、
(1)建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2)建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(3)専任の技術者を削除した
(4)欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

令和 4 年 4 月 1 日

届出者 沼津市末広一丁目1番1号
伊東建設株式会社
代表取締役 伊東 一郎

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

右詰めで記入し、左余白は必ず"0"で埋める。

許可番号 5122 国土交通大臣 許可 (一般 01) 第056789号 令和 01年08月14日
静岡県知事

略

許可を受けている一部の業種を廃業した場合、又は営業所の廃止等に伴い専任の技術者を削除した場合は、(3)を囲む。

(2)建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3)専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 鈴木 一郎

住民票の文字で記載する。

営業所の名称 袋井営業所 建設工事の種類 大

削除される技術者がいた営業所の名称、担当していた建設工事の種類を記入する。

専任技術者証明書(新規・変更)による区分「4」において専任技術者の交替に伴う削除に記載された者については、本様式でなく、様式第8号により届け出ること。

③ 別紙四 略

14日
以内

D 欠格要件に該当した場合

○ 様式第22号の3

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4)
00008

届 出 書

該当する理由に○を付ける。

- 下記のとおり、
- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (3) 専任の技術者を削除した
 - (4) 欠格要件に該当するに至った
- ので届出をします。

令和 4年 4月 1日

地方整備局長
北海道開発局長
静岡県 知事 殿

袋井市山名町2番1号
岡田建設株式会社
届 出 者 代表取締役 岡田 太郎

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

右詰めで記入し、左余白は必ず"0"で埋める。

項番 大臣コード
許可番号 5 1 2 2 国土交通大臣 許可(一般) 0 1 第 0 5 6 7 8 9 号 令和 0 1 年 0 6 月 0 1 日

記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 2 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工の種類 大

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工の種類

- (4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

建設業法第8条第13号に該当

p26に示す欠格要件の①～⑦、⑬に該当した具体的な事由を記載する。

Chapter 3

14日
以内

E 令第3条に規定する使用人の変更

① 様式第22号の2 (第一面)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係) (用紙A4) 00006

変更届出書 (第一面)

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業
 (建設業法第15条第2号)
 について変更があったので届出をします。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

令和 4 年 4 月 1 日

静岡県葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
代表取締役 静岡 太郎
届出者

大臣 コード
 許可番号 3522 国土交通大臣 許可 (一般) 011 第 001234号 許可年月日 令和 01年 08月 14日
 静岡県知事

法人番号 364080001234567

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
令第3条の使用人	松本 治	沼津 太郎	R4.3.20	沼津営業所

② 様式第6号 略

③ 登記されていないことの証明書・身分証明書 略

④ 様式第11号

様式第十一号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

該当者がいない場合には「該当なし」と記入する。 令和 4 年 4 月 1 日 フリガナを記入する。

営業所の名称	職名	フリガナ氏名	フリガナ名
沼津営業所	営業所長	ヌマヅ タロウ 沼津 太郎	
浜松営業所	取締役営業所長	ヤマダ ヒロシ	

「別紙二(1)(2)」に記入した順序で記入してください。

役員等を兼ねている場合は、「取締役〇〇営業所長」と記入する。

⑤ 様式第13号 訂正印による訂正は認められません。

様式第十三号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住所	沼津市高島本町〇〇〇		
氏名	沼津 太郎	生年月日	昭和35年 3月 3日生
営業所名	沼津営業所	所属する営業所の名称を記入する。	
職名	営業所長		
賞	年月日	賞罰の内容	
		なし	

必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 4 月 1 日 氏名 沼津 太郎

(2) 事実の発生したときから30日以内

30
日以内

F 商号又は名称

① 様式第22号の2 (第一面)

Chapter 3

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係) (用紙A4) 00006

該当する事項に○を付ける。

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する執用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 (建設業法第15条第2号)
 について変更があったので届出をします。

様式第1号申請者欄に準じて記載する。p69参照

令和 4 年 4 月 1 日

静岡県葵区追手町5番1号
 株式会社静岡建産
 代表取締役 静岡 太郎
 届出者

大臣 コード
 許可番号 3522 国土交通大臣 許可(特) 01 第 001234号 令和 01年08月14日
 静岡県知事

法人番号 364080001234567
 法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	静岡建設株式会社	株式会社静岡建産	R4.3.5	

「変更前」及び「変更後」の欄には、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載する。変更の生じた年月日を記載する(登記日ではない)。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】
 変更のあった部分のみ記入する。

商号又は名称のフリガナ 37 シズオカケンサ
 23 25 30 35 40

商号又は名称 38 (株)静岡建産
 23 25 30 35 40

② 登記事項証明書 略

③ 様式第20号

様式第二十号 (第四条関係)

事業(建設業以外の業を含む。)を開始した年月日を記載する(法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日)。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和38年	1月	18日	静岡建設株式会社 設立(資本金 10,000千円)
	昭和56年	12月	1日	沼津営業所及び浜松営業所の開設
	平成14年	4月	1日	資本金の増資30,000千円(資本金 40,000千円)
	平成27年	10月	1日	所在地の変更(静岡市葵区追手町5番1号)
	令和4年	3月	5日	商号の変更(株式会社静岡建産)
		年	月	日

訂正印による訂正は認められません。



G 営業所の名称・所在地（住居表示の変更を含む）

① 様式第22号の2（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4) 00006

該当する事項に○を付ける。

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 (建設業法第15条第2号)

について変更があったので届出をします。

様式第1号申請者欄に準じて記載する。
 p69参照

令和 4 年 4 月 1 日

静岡県葵区追手町5番1号
 株式会社静岡建産
 代表取締役 静岡 太郎

届出者

許可年月日
 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

許可番号 3 5 2 2 5 0 0 1 第 0 0 1 2 3 4 号

法人番号 3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

変更の生じた年月日を記載する（登記日ではない）。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	静岡市葵区追手町9-6	静岡市葵区追手町5-1	R4.3.5	

「変更前」及び「変更後」の欄には、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載する。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7

商号又は名称 3 8

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9

代表者又は個人の氏名 4 0

主たる営業所の所在地市区町村 4 1 2 2 1 0 1 都道府県名 静岡県 市区町村名 静岡市葵区

主たる営業所の所在地 4 2 追手町 5 - 1

郵便番号 4 3 4 2 0 - 8 6 0 2 電話番号 0 5 4 - 2 5 4 - 9 9 9 9

資本金額又は出資総額 4 4 (千円)

左詰で記入する。固定電話を記入する。

会社等の担当者の名前・連絡先を必ず記入すること。

連絡先 所属等 総務課 氏名 浜松 泉 電話番号 0 5 4 - 2 5 4 - 9 9 9 9

ファックス番号 0 5 4 - 2 5 4 - * * * *

変更のあった部分のみ記入する。

所在地・電話番号、郵便番号の変更の場合は必ず4か所とも記入する。

市区町に続く町名街区以下を記入する。「丁目」、「番」、「号」等は「-」（ハイフン）で記入する。

② 第二面 略

③ 様式第20号 略

④ 登記事項証明書

(登記された営業所の場合) 略

主たる営業所が土木事務所の管外に移転する場合は、移転先を管轄する土木事務所に変更届を提出するとともに、現在有効な許可申請書の副本を提示してください。

H 営業所の新設



30

日以内

① 様式第22号の2（第一面）（第二面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

一般建設業の専任技術者の場合は下段を消す。
特定建設業の専任技術者の場合は上段を消す。
両方該当する場合はいずれも消さない。

変更届出書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

(用紙A4)
00006

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者

について変更があったので届出をします。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

様式第1号申請者欄に準じて記載する。
p69参照

令和 4 年 4 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
静岡県知事 殿

届出者 静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
代表取締役 静岡 太郎

大臣
知事 コード

許可年月日

許可番号 項番 3 5 2 2 国土交通大臣 許可 (般 - 0 1) 第 0 0 1 2 3 4 号 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法人番号 3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	富士営業所	R4. 3. 7	
令第3条の使用人	—	富士 太郎	R4. 3. 7	富士営業所
専任技術者	—	富士 太郎	R4. 3. 7	富士営業所

（第二面）

(用紙A4)

区分 8 1 3 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の 新設 4. 従たる営業所の 廃止)

許可番号 項番 8 2 2 2 国土交通大臣 許可 (般 - 0 1) 第 0 0 1 2 3 4 号 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

営業しようとする建設業 8 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ フジエイギョウシヨ 8 4 富 士 営 業 所 新設する営業所の名称及び内容のみ記入する。

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 2 2 2 1 0 都道府県名 静岡県 市区町村名 富士市

従たる営業所の所在地 8 6 本 市 場 4 4 1 1

郵便番号 8 7 4 1 6 - 0 9 0 6 電話番号 0 5 4 5 - 6 5 - 2 7 8 6

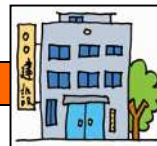
営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

許可を受けている建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業について、一般は「1」を、特定は「2」を記入する。

② 様式第20号 略

③ 令第3条使用人の追加の届出書類、専任技術者の追加の届出書類 略

④ 登記事項証明書（登記された営業所の場合） 略



I 営業所の廃止

① 様式第22号の2 (第一面) (第二面)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

(用紙A4)

00006

一般建設業の専任技術者の場合は下段を消す。特定建設業の専任技術者の場合は上段を消す。両方該当する場合はいずれも消さない。

変更届出書 (第一面)

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (建設業法第15条第2号) 様式第1号申請者欄に準じて記載する。p69参照

令和 4 年 4 月 1 日

地方整備局長 北海道開発局長 静岡県知事 殿

静岡市葵区追手町5番1号 株式会社静岡建産 代表取締役 静岡 太郎

届出者

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

許可年月日

許可番号 3522 国土交通大臣 静岡県知事 許可(特) 01 第001234号 令和01年08月14日

法人番号 364080001234567 法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。)

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include 営業所の廃止, 令第3条の使用人, 専任技術者.

(第二面)

(用紙A4)

区分 814 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

許可番号 8222 国土交通大臣 静岡県知事 許可(特) 01 第001234号 令和01年08月14日

【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

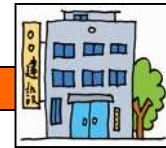
略 営業所 フリガナ オマエザキエイギョウシヨ 従たる営業所の名称 84 御前崎営業所 廃止する営業所の名称のみ記入する。

内容 従たる営業所の所在地市区町村コード 85 都道府県名 従たる営業所の内容未記入にする。 従たる営業所の所在地 86

郵便番号 87 電話番号 営業しようとする建設業 88 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通圍井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

- ② 様式第11号 略
③ 様式第20号 略
④ 登記事項証明書 (登記された営業所の場合) 略
⑤ 専任技術者の削除の届出書類 略

※営業所の廃止に伴い、所属営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、専任技術者証明書(様式第8号)の該当区分(「2」又は「5」)により届け出てください。



J 営業所の業種追加

① 様式第22号の2 (第一面) (第二面)

Chapter 3

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係) (用紙A4)

0 0 0 0 6

変更届出書

(第一面)

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する建設業法第15条第2号

様式第1号申請者欄に準じて記載する。
p69参照

令和 4 年 4 月 1 日

静岡県葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
代表取締役 静岡 太郎

届出者 _____

大臣 コード
 国土交通大臣 静岡県知事 許可 (一般 - 0 1) 第 0 0 1 2 3 4 号 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

許可年月日

許可番号 [] 3 5 2 2

法人番号 [] 3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	R4.3.9	沼津営業所
	とび・土工工事業	とび・土工工事業	R4.3.9	沼津営業所
	—	建築工事業	R4.3.9	沼津営業所
	—	大工工事業	R4.3.9	沼津営業所

全ての業種を記載すること。

(用紙A4)

(第二面)

区分 [] 8 1 2 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣 コード

許可番号 [] 8 2 2 2 国土交通大臣 静岡県知事 許可 (一般 - 0 1) 第 0 0 1 2 3 4 号 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

許可年月日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

略

(従たる営業所)

フリガナ スマツエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 [] 8 4 沼津営業所

業種追加する営業所の名称及び内容のみ記入する。

従たる営業所の所在地市区町村 [] 8 5 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 [] 8 6 _____

郵便番号 [] 8 7 _____ 電話番号 [] _____

営業しようとする建設業 [] 8 8 土 建 大 左 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 じ ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 [] 2 _____

② 専任技術者の変更の届出書類 略



K 営業所の業種廃止

① 様式第22号の2 (第一面) (第二面)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係) (用紙A4)

00006

一般建設業の専任技術者の場合は下段を消す。
特定建設業の専任技術者の場合は上段を消す。
両方該当する場合はいずれも消さない。

変更届出書 (第一面)

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
(建設業法第15条第2号)

様式第1号申請者欄に準じて記載する。p69参照

令和4年4月1日

静岡県葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
代表取締役 静岡 太郎

届出者

大臣 コード

許可年月日

許可番号 3522 国土交通大臣 許可 (一般-01) 第001234号 令和01年08月14日

法人番号 364080001234567 法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の廃止	土木工事業	—	R4.3.6	浜松営業所
	とび・土工工事業	とび・土工工事業		浜松営業所
専任技術者	山田 弘	浜松 太郎	R4.3.6	浜松営業所

全ての業種を記載すること。

(第二面) (用紙A4)

区分 812 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣 コード

許可年月日

許可番号 8222 国土交通大臣 許可 (一般-01) 第001234号 令和01年08月14日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

略

(従たる営業所)

フリガナ ハママツエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 84 浜松営業所 業種廃止する営業所の名称及び内容のみ記入する。

従たる営業所の所在地市区町村コード 85 都道府県名 市区町村名

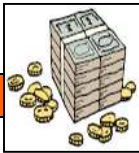
従たる営業所の所在地 86

郵便番号 87 電話番号 10

営業しようとする建設業 88 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 2 1

② 専任技術者の変更の届出書類 略



30

日以内

L 資本金額（法人のみ）

① 様式第22号の2（第一面）

Chapter 3

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4) 00006

変更届出書

該当する事項に○を付ける。

(第一面)

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
- (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

様式第1号申請者欄に準じて記載する。p69参照

令和4年4月1日

地方整備局長
北海道開発局長
静岡県知事 殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
代表取締役 静岡 太郎

届出者

大臣コード
知事

許可番号 3522 国土交通大臣 許可(特-01) 第001234号 令和01年08月14日

法人番号 364080001234567

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
資本金額	40,000千円	50,000千円	R4.3.13	

略

変更の生じた年月日を記載する(登記日ではない。)

主たる営業所の所在地 42

郵便番号 43

電話番号 10

資本金額又は出資総額 44 (千円) 右詰めで記入する。

連絡先 所属等 総務課 氏名 浜松 泉 電話番号 054-254-9999

ファックス番号 054-254-****

変更のあった部分のみ記入する。

会社等の担当者の名前・連絡先を必ず記入すること。

② 様式第14号

様式第十四号（第四条関係）

(用紙A4)

株主（出資者）調書

株主（出資者）名	住所	所有株数又は出資の価額
鈴木 一郎	沼津市大手町999	360株
鈴木 次郎	沼津市大手町999	40株
鈴木 三郎	沼津市大手町999	100株

株式会社については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主を、またその他の法人については、出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者全員を記載する。

株式会社、特例有限会社の場合、株数を記載する。

③ 登記事項証明書 略

④ 様式第20号

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。

様式第二十号（第四条関係）

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和38年 1月 18日	静岡建設株式会社 設立（資本金 10,000千円）
	昭和56年 12月 1日	沼津営業所及び浜松営業所の開設
	平成14年 4月 1日	資本金の増資30,000千円（資本金 40,000千円）
	平成27年 10月 1日	所在地の変更（静岡市葵区追手町5番1号）
	平成28年 11月 5日	商号の変更（株式会社静岡建産）
	令和4年 3月 13日	資本金の増資30,000千円（資本金 50,000千円）
	年 月 日	

訂正印による訂正は認められません。

M-1 役員等の就任/M-2 代表者の変更・氏名の変更/M-3 役員等の辞任

① 様式第22号の2 (第一面)

30
日以内

該当する事項に○を付ける。

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 について変更があったので届出をします。

様式第1号申請者欄に準じて記載する。
p69 参照

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

令和 4 年 4 月 1 日

北海道開発局長
静岡県知事 殿

届出者 静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
代表取締役 静岡 次郎

大臣
知事 コード

許可年月日

許可番号 項番 3 5 2 2 国主交通大臣 許可 (0 1) 第 0 1 号

法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。)

法人番号 3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

変更の生じた年月日を記載する(登記日ではない。)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名 (代表者)	静岡 太郎	静岡 次郎	R4. 3. 20	代表者
役員等の氏名 (経営業務の管理責任者の変更)	静岡 太郎	静岡 次郎	R4. 3. 20	取締役・経営業務の管理責任者
役員等の氏名	—	由比 花子	R4. 3. 20	取締役 就任

変更のあった役員のみを記載する。 山田 明

代表者(申請人)が同時に役員を就任・辞任する場合は、役員の変更も届け出る。

略

商号又は名称のフリガナ 3 7

商号又は名称 3 8

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 ジ ズ オ カ ジ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 4 0 静岡 次郎

主たる営業所所在地市区町村コード 4 1 都道府県名 市区町村名

主たる営業所所在地 4 2

郵便番号 4 3 電話番号

資本金額又は出資総額 4 4 (千円)

連絡先 所属等 総務課 氏名 浜松 泉
ファックス番号 054-254-****

変更のあった部分のみ記入する。

会社等の担当者名前・連絡先を必ず記入すること。

※経営業務の管理責任者の変更が伴う場合はp236参照

法第11条第1項の規定のうち、役員等の一覧表(様式第一号別紙一)に記載しなければならない総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があった場合には、変更を覚知してから30日以内に提出すること。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要しない。

Chapter 3

② 別紙一

別紙一 (用紙A4)

役員等の一覧表

令和 4 年 4 月 1 日

フリガナをつける。

役員等の氏名及び役名等		常勤・非常勤の別
フリガ 氏名	が 名	役 名 等
シズオカ 静岡	タロウ 太郎	取締役 常勤
シズオカ 静岡	ジロウ 次郎	代表取締役 常勤
ヤマダ 山田	ヒロシ 弘	取締役 常勤
ユイ 由比	ハナコ 花子	取締役 非常勤
スズキ 鈴木	イチロウ 一郎	株主等
スズキ 鈴木	ジロウ 次郎	株主等

役名のほかに、常勤・非常勤の区別を記入する。「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

法人の場合、「株式会社の取締役」、「持分会社の業務を執行する社員」、「委員会設置会社の執行役」、「法人格のある各種組合の理事等」、「顧問」、「相談役」、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」を記入する。いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は記入しない。

Chapter 3

③ 様式第6号（新任の場合に添付） 略

④ 様式第12号（新任の場合に添付）

訂正印による訂正は認められません。

様式第十二号（第四条関係） (用紙A4)

申請者が法人の場合 許可申請者 法人の役員等
本 代理人
法 定 代 理 人
法 定 代 理 人 の 役 員 等 の住所、生年月日等に関する調書

個人の場合

住 所	東京都板橋区板橋●●●		
氏 名	由比 花子	生 年 月 日	昭和58年1月23日生
役 名 等	取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の	
		なし	

法人の場合には、「別紙一」に記入した役員等全員（経營業務の管理責任者を除く。）のうち新任の者について作成する。

申請時の役名等を記入する。
<例：代表取締役・取締役（以上法人）・事業主（個人）・株主等>

必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。
上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 4 月 1 日 氏 名 由比 花子

⑤ 登記事項証明書 略

⑥ 登記されていないことの証明書・身分証明書等（新任の場合に添付） 略

※ 役員等で株主等を兼ねている者が、役員を辞任して「株主等」のみになった場合、変更届と合わせて誓約書を提出してください。

30

日以内

N 個人業者又は支配人の氏名（改姓等）

① 様式第22号の2（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)

00006

該当する事項に○を付ける。

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
- (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する建設業に携わっている責任者(技術者)

様式第1号申請者欄に準じて記載する。p69参照

令和 4 年 4 月 1 日

下田市中531番1号
下田土建
賀茂 五郎

届出者

大臣コード
知事

許可年月日

第 001234号 令和 01年 08月 14日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）

法人番号 36 0000000000000000

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
個人業者の氏名	河津 五郎	賀茂 五郎	R4.3.7	改姓

略

変更のあった部分のみ記入する。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7

商号又は名称 3 8

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 カ モ ゴ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 4 0 賀 茂 五 郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 都道府県名 市区町村名

主たる営業所所在地 4 2

郵便番号 4 3 電話番号 10 15 20

資本金額又は出資総額 4 4 (千円)

会社等の担当者名前・連絡先を必ず記入すること。

連絡先 所属等 氏名 稲取 吉雄 電話番号 (0558)-24-9999
ファックス番号 (0558)-24-9999

② 別紙一 略

③ 様式第11号（支配人の場合） 略

④ 登記事項証明書（支配人の場合） 略

○-1 支配人（令第3条に規定する使用人）の就任／○-2 支配人（令第3条に規定する使用人）の辞任

① 様式第22号の2（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

30

日以内

該当する事項に○を付ける。

変更届出書
(第一面)

様式第1号申請者欄に準じて記載する。
p69 参照

下記のとおり、
 (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
 (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 (建設業法第15条第2号)
 について変更があったので届出をします。

令和 4 年 4 月 1 日

浜松市中央区一丁目12番1号
 浜松建築
 届出者 佐久間 隆史

大臣 コード
 静岡県知事 殿

許可番号 3522 国主交通大臣許可(一般-01) 第001234号 令和01年08月14日

法人番号 36 法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
令第3条の使用人	天竜 三郎	掛川 徹	R4. 3. 10	支配人

Chapter 3

② 様式第6号（新任の場合に添付） 略

③ 様式第11号

様式第十一号（第四条関係）

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 4 年 4 月 1 日

営業所の名称	職 名	フリ 氏 名	カナ 名
令第3条の使用人	支配人	カケガワ トオル 掛川 徹	

④ 様式第13号（新任の場合に添付） 略

⑤ 登記事項証明書（支配人の場合） 略

⑥ 登記されていないことの証明書・身分証明書等（新任の場合に添付） 略

P-1 一部の業種の廃業

○様式第22号の2

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

(用紙A4)

00006

変更届出書

(第一面)

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (建設業法第15条第2号) 様式第1号申請者欄に準じて記載する。p69参照

令和4年4月1日

焼津市本町二丁目16番32号

届出者 焼津塗装 藤枝 勝男

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

許可年月日

第001234号 令和01年08月14日

法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。)

法人番号 36

Chapter 3

全ての業種を記載すること。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
	塗装工事業	塗装工事業	R4.3.11	本店
	防水工事業	—		
専任技術者	島田 三郎	—	R4.3.11	本店

○様式第22号の4

様式第二十二号の四 (第十条の三関係)

(用紙A4)

00009

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和4年4月1日

一部廃業の場合は、「2」を記入する。

地方整備局長 北海道開発局長 静岡県知事 殿

焼津市本町二丁目16番32号

届出者 焼津塗装 藤枝 勝男

届出の区分 542 (1. 全部の業種の廃業 2. 一部の業種の廃業)

右詰めで記入し、左余白は必ず"0"を記入する。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

許可番号 5522 国土交通大臣 静岡県知事 許可(一般) 01 第001234号 令和01年08月14日

枠の中は記入しないこと。

廃止した建設業 56 (1. 一般) 2. 特定 届出時に許可を受けている建設業 57

行政庁側記入欄 整理区分 58 3 決裁年月日 59 令和 年 月 日

廃業した業種を上段に記載、その業種を含め届出時に許可を有しているすべての業種を下段に記載する。一般の場合は「1」を、特定の場合は「2」を記入する。

【備考】

廃業等の年月日 令和4年3月11日

実際に廃業の事由に該当することとなった日を記載すること。例) 専任技術者の削除の日

- 廃業等の理由
- 許可に係る建設業者が死亡したため
 - 法人が合併により消滅したため
 - 法人が破産手続開始の決定により解散したため
 - 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
 - 許可を受けた建設業を廃止したため

一部廃業の場合は、専任技術者の変更届(様式第8号)、又は届出書(様式第22号の3)を同時に提出する。

P-2 全部の業種の廃業

○様式第22号の4

様式第二十二号の四 (第十条の三関係)

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

全部廃業の場合は、「1」を記入する。

令和4年4月1日

地方整備局長
北海道開発局長
静岡県知事 殿

静岡県駿河区有明町2番20号
山口建設
山口 一男
(前事業主 山口 和夫)

届出の区分 541 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

大臣
知事 コード

許可番号 5522 (国土交通大臣
静岡県知事 許可(般特)01) 第001234号

許可年月日
令和01年08月14日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

廃止した建設業 56 (土建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解)

届出時に許可を受けている建設業 57 (1. 一般
2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分 583
枠の中は記入しないこと。

決裁年月日 59 令和 年 月 日

廃業した業種を上段に記載、その業種を含め届出時に許可を有しているすべての業種を下段に記載する。一般の場合は「1」を、特定の場合は「2」を記入する。

【備考】

廃業等の年月日 令和4年3月11日
廃業等の理由 ① 許可に係る建設業者が死亡したため

実際に廃業の事由に該当することとなった日を記載すること。
例) 法人の解散日等

該当する番号を○で囲む。

- (2) 法人が合併により消滅したため
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

※確認書類の登記事項証明書は発行後3か月以内のもの。

廃業の届出事項	提出すべき者	確認資料
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人 (例:配偶者、直系尊属、子) 直系 	戸籍謄本(個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることが分かるもの。)
2 法人が合併により消滅したとき	役員であった者	当該法人の役員であったことが分かる商業登記簿謄本、閉鎖登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書
3 会社が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として 破産管財人 (破産手続を終了している場合は上記2による。)	裁判所発行の「破産管財人及び印鑑証明書」又は「破産管財人資格証明書」
4 法人が合併又は破産手続開始決定以外の事由により解散したとき	清算人 (清算を結了している場合は上記2による。)	当該法人の清算人であることが分かる商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	〈法人〉 代表者(申請人)	原則不要 ただし、商号、所在地及び代表者氏名に変更があるときは事前に変更届を提出してください。
	代表者(申請人)以外の役員 (上記代表者で届け出できないとき。)	当該法人の役員であることが分かる登記事項証明書
	〈個人〉 本人	原則不要 ただし、住所、氏名に変更があるときは事前に変更届を提出してください。



※役員とは、持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。

参考 破産規則第9条

官庁その他の機関の許可(免許、登録その他の許可に類する行政処分を含む。以下この項において同じ。)がなければ開始することができない事業を営む法人について破産手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、その旨を当該機関に通知しなければならない。(以下略)

① 変更届出書（事業年度終了用）

変 更 届 出 書

令和 4 年 4 月 1 5 日

許可年月 令和 元年 8 月 1 4 日

許可番号 静岡県知事許可 [般 — 0 1] 第 1 2 3 4 号
特

法人番号 0 4 0 8 0 0 1 2 3 4 5 6 7

静岡県知事様

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

決算日より
4か月以内に
提出

静岡市葵区追手町9番6号
株式会社 静岡建産
代表取締役 静岡 次郎

届出者

電話 < 054 > (221) 2507

郵便番号 (421 — 8601)

様式第1号申請者欄に準じて記載する。
p69参照

事業年度（第21期 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

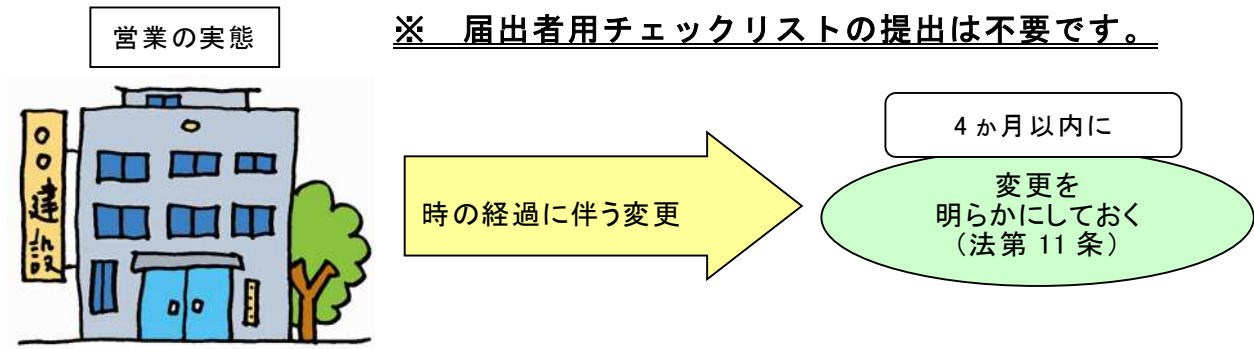
1 必ず届け出を要する事項

(1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 財務諸表（法人）、貸借対照表及び損益計算書（個人）
(4) 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社のみ） (5) 事業税納税証明書

2 変更のあった場合のみ届出を要する事項

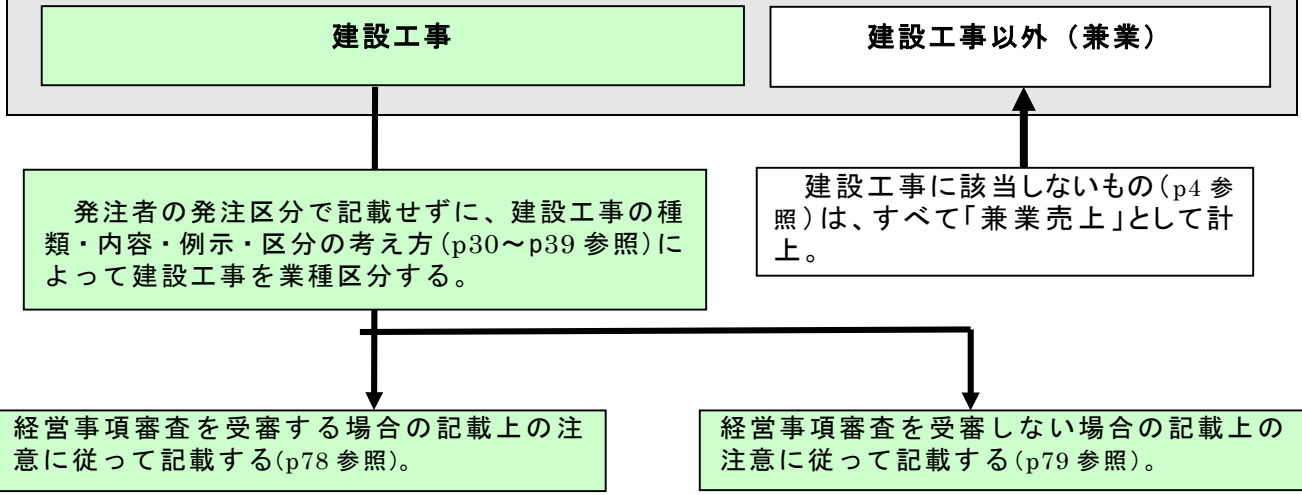
(1) 使用人数 (2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (3) 定款
(4) 健康保険等の加入状況（従業員数のみ変更の場合）

記載要領
届出事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。



●事業年度終了用の変更届出書作成イメージ

売上（建設工事が建設工事以外のものに区別）



Chapter 3

法人番号	建設工事の種類	工事名	工事内容	所在地	発注者	発注区分	工事開始年月	工事完了年月	工事金額	工事完了額	工事完了率
	完成工事	OO工場改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	建設工事	2018.01	2018.12	85,000	85,000	100%
	完成工事	OO住宅改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	建設工事	2018.01	2018.12	8,216	8,216	100%
	完成工事	B・O(個人) R・K(個人) K・Y(個人) R・O(個人)	B・O(個人) R・K(個人) K・Y(個人) R・O(個人)	岐阜 岐阜	OO株式会社	建設工事	2018.01	2018.12	6,886	6,886	100%
	完成工事	OOホテル改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	建設工事	2018.01	2018.12	17,365	17,365	100%
	完成工事	OO工場の改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	建設工事	2018.01	2018.12	4,465	4,465	100%
	完成工事	OO工場の改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	建設工事	2018.01	2018.12	3,000	3,000	100%
	完成工事	R・A(個人)	R・A(個人)	岐阜 岐阜	OO株式会社	建設工事	2018.01	2018.12	2,978	2,978	100%
	完成工事	OOホテル改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	建設工事	2018.01	2018.12	54,000	54,000	100%
							小計	10	100,953	100,953	100%
							合計	33	144,000	144,000	100%

法人番号	建設工事の種類	工事名	工事内容	所在地	発注者	発注区分	工事開始年月	工事完了年月	工事金額	工事完了額	工事完了率
	完成工事	OO工場外壁工事	外壁改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	兼業	2018.01	2018.12	24,845	24,845	100%
	完成工事	OO工場の改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	兼業	2018.01	2018.12	16,369	16,369	100%
	完成工事	OO工場の改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	兼業	2018.01	2018.12	7,461	7,461	100%
	完成工事	OO工場の改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	兼業	2018.01	2018.12	5,935	5,935	100%
	完成工事	OO工場の改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	兼業	2018.01	2018.12	3,385	3,385	100%
	完成工事	OO工場の改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	兼業	2018.01	2018.12	2,954	2,954	100%
	完成工事	OO工場の改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	兼業	2018.01	2018.12	2,000	2,000	100%
	完成工事	OO工場の改修工事	建物躯体改修	岐阜 岐阜	OO株式会社	兼業	2018.01	2018.12	34,000	34,000	100%
							小計	7	63,819	63,819	100%
							合計	12	90,254	90,254	100%

- ② 様式第2号（工事経歴書） 略 p78~82参照
- ③ 様式第3号（直前3年の各事業年度における工事施工金額） 略 p83参照
- ④ 財務諸表 略 《規則第10条第1項第1号》 p92~121参照

株式会社		株式会社以外の法人	個人
大会社	小会社		
・様式第15号（貸借対照表）	・様式第15号（貸借対照表）	・様式第15号（貸借対照表）	・様式第18号（貸借対照表）
・様式第16号（損益計算書）	・様式第16号（損益計算書）	・様式第16号（損益計算書）	・様式第19号（損益計算書）
・様式第17号 （株主資本等変動計算書）	・様式第17号 （株主資本等変動計算書）	・様式第17号 （株主資本等変動計算書）	
・様式第17号の2（注記表）	・様式第17号の2（注記表）	・様式第17号の2（注記表）	
・様式第17号の3 （付属明細表）			
・事業報告書	・事業報告書		

※付属明細表…資本金の額が1億円超又は直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出
 ※事業報告書…特例有限会社を除く株式会社のみ提出、p267記載例参照

- ⑤ 納税証明書 略
- ⑥ 様式第4号（使用人数）（変更があった場合） 略
- ⑦ 様式第7号の3（健康保険等の加入状況）（人数の変更のみの場合） 略
- ⑧ 定款の写し（変更があった場合） 略

＜事業年度終了の届出について＞

建設業許可業者の方は、建設業法第11条第2項の規定に基づき、決算終了後4月以内に事業年度終了の届出を提出する義務が課されています。このとき添付する財務諸表は、建設業法（建設省令様式、建設省告示による「勘定科目の分類」）に基づき作成してください。

税務申告に添付した財務諸表がこれと異なる場合は、財務諸表の組替が必要となります。組替える場合は、次の事項に注意してください。

- 1 各勘定科目の金額は、千円単位（千円未満切捨）で表示してください。
なお、各合計金額及び計算金額欄については、円単位までの金額で計算した後、千円未満を切り捨てて表示してください。
- 2 消費税の経理方式を注記表2重要な会計方針の(5)欄、または損益計算書の脚注に必ず記入して下さい。
消費税課税事業者で経営事項審査申請希望者は「消費税抜方式」により作成された財務諸表を添付しなければなりません。「消費税込方式」による決算を採用している消費税課税事業者で経営事項審査申請希望者は、「経営事項審査申請要領」記載の組替表を基に「消費税抜方式」に組替えを行ってください。
（参考） 消費税課税事業者—消費税抜処理
消費税免税事業者—消費税込処理（経営事項審査申請者は「消費税免税事業者につき税込処理」と記載）
- 3 「受取手形」、「完成工事未収入金」等に不渡手形等不良債権が含まれ、1年以内に回収見込みのないものは、固定資産の「破産債権、更生債権等」に振り替えて表示してください。
- 4 「長期借入金」のうち、1年以内に返済期限が到来するものは、その金額を「短期借入金」に振り替えて表示してください。
- 5 「当座借越」は、流動負債の「短期借入金」に振り替えて表示してください。
- 6 流動負債に、「裏書手形」、「割引手形」を計上している場合は、流動資産の「受取手形」と相殺のうえ、その金額を注記表7(2)に記入してください。
- 7 還付されない当期又は過年度の法人税、住民税等をその他の流動資産に「仮払税金」として処理することはできず、資産として表示することはできません。この場合には、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に振り替えて表示してください。
また、当期の中間納付額を「仮払税金」として計上している場合も同様です。ただし、当期の中間納付分のうち納め過ぎにより還付される分については、「未収還付税金」として資産計上し、残りの部分を「法人税、住民税及び事業税」に振り替えてください。なお未納税金を利益処分の中で「納税引当金」、「納税充当金」、「法人税等引当金」、「納税積立金」等として処理している場合も、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に振り替えて表示し、かつ貸借対照表の流動負債「未払法人税等」に表示してください。
- 8 損益計算書中の「法人税、住民税及び事業税」は、必ず当期発生税額（当該年度における法人税額、道府県民税額、地方法人特別税額、市町村民税額）を正確に計上してください。
- 9 現金預金等の計上があるにもかかわらず「受取利息配当金」の計上がない場合には、「その他営業外収益」に混入している場合が多いので、適正に計上してください。
- 10 借入金の計上があるにもかかわらず、「支払利息」の計上がない場合には「その他営業外費用」に混入している場合が多いので、適正に計上してください。
- 11 「長期・短期借入金」が計上され「支払利息」の計上がない場合、また「支払利息」が計上され「長期・短期借入金」の計上がない場合には、余白にその理由を記入してください。（例）「代表者から無利子で借入」、「期中に借入があり決算前に返済」等
- 12 損益計算書の売上高について、兼業事業のある場合は、完成工事高と兼業売上高の区分を、工事台帳等に基づき区分して表示してください。（経営事項審査を申請しない事業者で、兼業売上高が売上の10%に満たない場合は区分する必要がありません。）なお個人事業主の場合は、様式第19号損益計算書の完成工事高、完成工事原価、完成工事総利益欄を縦に区分し、左側に兼業売上高等、中側に完成工事高等、右側に合計売上高等を表示してください
（注意事項）樹木の剪定、除草、機器等の保守点検、施設の清掃等の管理業務は工事請負になりません。必ず兼業売上高に表示してください。
- 13 完成工事原価報告書の原価科目は、Ⅰ材料費、Ⅱ労務費、Ⅲ外注費、Ⅳ経費の4つの勘定科目で処理してください。
このため税務申告の決算書上、期首・期末仕掛の額が一括して表示がされている場合はこれを区分し、Ⅰ材料費、Ⅱ労務費、Ⅲ外注費、Ⅳ経費の各勘定科目に振り替えてください。完成工事原価報告書の完成工事原価は、損益計算書の完成工事原価と一致します。現場管理の技術系職員等の給料手当等はⅣの経費に含めて表示します。

事業報告書

日 令和 3年 1月 1日
第 21 期
至 令和 3年 12月 31日

会社名 静岡建設 株式会社
及び所在地 静岡市葵区追手町9番6号

(注)
事業報告書は、法令で定められた様式ではありません。事業の概況が明らかとなるよう各社の創意工夫により、これを作成してください。

[1] 営業の概要

当期の受注高・売上高・利益高

(単位：千円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設業				
土木				
建築				
業 計				
販売 事業				
合 計				

業績の推移

(単位：千円)

区分	18期	19期	20期	21期
受注高				
売上高				
当期利益				

[説明]

建設業界における受注環境は一段と厳しさを増しておりますが、当社は全社をあげて受注努力しました結果、受注高は××千円余と前期に比較して〇〇%増となり、売上高は××千円余と前期比〇〇%増となりました。
利益につきましては、当期利益では××万円余、前期比〇〇%増となりました。
建設業界におきましては、公共工事の発注量の増加は期待できず、民間工事につきましても発注量は伸び悩むものと思われまますので、受注競争はますます厳しくなるものと思われまます。
当社といたしましては、このような情勢に対処して、全社の総力を結集して事業の発展、業績の向上に邁進いたす所存でございます。

[2] 会社の概況

株 式 数 発行する株式の総数 _____ 株
発行済株式の総数 (割面株式) _____ 株
当期末株主数 _____ 名

大株主

株主名	持株数 (同比率)	当社の大株主 への出資状況	当社の主要な借入先からの 当期末借入金残高
静岡太郎	株 (%)	株	千円
静岡次郎	株 (%)	株	
静岡三郎	株 (%)	株	
由比銀行	株 (%)	株	

(注1) 大株主3～5名を記載してください。

(注2) 当期末借入金には手形割引高は含めません。

従業員の状況 (令和 3年 12月 31日現在)

区 分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
男 子	名	才	年
女 子	名	才	年
合 計	名	才	年

[説明]

当社は建設業法により、静岡県知事許可を受け、建築土木ならびにこれらに関連する事業を行うほか、業業として建設に関連する建材、鋼管等の販売業を営業しております。

主要な営業所

本 店 静岡市葵区追手町9番6号
営 業 所 (沼津営業所)
沼津市大岡中石田1110-2
(浜松営業所)
浜松市東島町12-1

取締役および監査役 (令和 3年 12月 31日現在)

代表取締役 静岡 太郎
取締役 静岡 次郎
取締役 山田 弘
取締役 山田 明

監 査 役 ● ● ● ●

[3] 決算期後に生じる会社の状況

[説明]

年 月 日開催の取締役会において 年 月 日を支払い期日として、株主割当により記名式顔面普通株式 株を発行することを決議しました。

(4) その他

R 営業所の電話番号及びFAX番号（FAXについては主たる営業所のみ）

営業所の電話番号及びFAX番号の変更は、建設業法上の届出事項ではありませんが、届け出いただかないと連絡不能となる可能性があるため、変更が生じた場合は速やかに届出願います。

○様式第22号の2

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4) 00006

該当する事項に○を付ける。

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 (建設業法第15条第2号)

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

様式第1号申請者欄に準じて記載する。
p.69 参照

地方整備局長 北海道開発局長 静岡県知事 殿

大臣コード

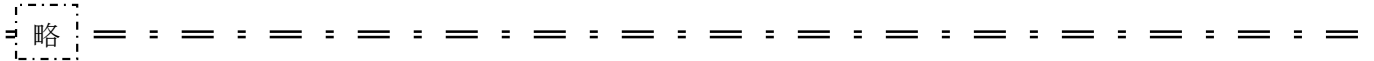
届出者 静岡市葵区追手町5番1号 株式会社静岡建産 代表取締役 静岡 太郎

許可年月日 令和 01 年 08 月 14 日

許可番号 3522 国土交通大臣許可(般特-01) 第 001234 号

法人番号 364080001234567

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
電話番号	054-221-2507	054-286-9309	R4.3.3	
FAX番号	054-221-3562	054-286-9375	R4.3.3	変更の生じた年月日を記載する。



◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する事項】

変更のあった部分のみ記入する。

商号又は名称のフリガナ 37

商号又は名称 38

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39

代表者又は個人の氏名 40

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 都道府県名 静岡県 市区町村名 静岡市葵区

主たる営業所の所在地 42 追手町5-1

郵便番号 43 420-0853 電話番号 054-286-9309

資本金額又は出資総額 44 (千円)

左詰で記入する。固定電話を記入する。

所在地・電話番号、郵便番号の変更の場合は必ず4か所とも記入する。

市区町に続く町名街区以下を記入する。「丁目」、「番」、「号」等は「-」（ハイフン）で記入する。

連絡先 所属等 総務課 氏名 浜松 泉 電話番号 054-286-9309

ファックス番号 054-286-9375

会社等の担当者名前・連絡先を必ず記入すること。

5 確認書類について

許可の申請や届出に当たって、記載内容の事実確認を行うため、下記②の書類を提出してください。

許可の申請や届出に当たって、許可要件及び申請書の記載事項について以下のとおりの書類で確認します。

許可要件等

確認方法・書類

p174～参照

1 経營業務管理責任者
(法第7条第1号)
(法第15条第1号)

- (1) 現在の常勤性を確認するための書類
- (2) 経験期間の地位を確認するための書類
- (3) 経験期間の常勤性を確認するための書類
- (4) 経験業種・請負実績を確認するための書類

- イ (1) 5年以上役員経験コース
- (2) 5年以上執行役員経験コース
- (3) 6年以上補佐経験コース
- ロ (1) 2年以上役員+3年管理職経験コース
- (2) 2年建設業役員+3年他業種役員コース

- (5) 健康保険等の加入状況の確認書類

p179～参照

2 営業所の専任技術者
(法第7条第2号)
(法第15条第2号)



●一般建設業

- (1) 専任性を確認するための書類
- (2) 卒業学科・資格等を確認するための書類
- (3) 実務経験の実績を確認するための書類
- (4) 実務経験期間の在籍を確認するための書類

- A 指定学科+実務経験
- B 10年以上の実務経験
- C 一定の国家資格
- D 大臣認定

●特定建設業

- (5) 指導監督の実務経験の実績を確認するための書類
- (6) 指導監督の実務経験期間の在籍を確認するための書類

- A 指定建設業
- B 指定建設業以外

p182 参照

3 財産的基礎
(法第7条第4号)
(法第15条第3号)



- (1) 財産的基礎を確認するための書類
- (2) 金銭的信用を確認するための書類

p183～参照

4 営業所の実態
令第3条の使用人
その他

営業所の写真（営業所の使用形態を記載）

②確認書類についての共通事項

- 1 各証明書類の証明有効期間は、内容に変更がない限り原則以下のとおり扱います。
(卒業証明書には証明有効期限がありません。)

証明書類	起算日	証明有効期間【注1】
①登記されていないことの証明書 ②身分証明書 ③登記事項証明書 ④住民票 ⑤所得証明書【注2】 ⑥納税証明書【注2】 ⑦その他証明書類(医師の診断書を含む)	発行日	3か月
融資証明書【注3】	発行日	1か月
残高証明書	残高日	1か月

【注1】証明有効期間は、起算日の初日を算入しません。

【注2】所得証明書及び納税証明書については、内容に変更がない限り3か月以内であることを要しません。

【注3】融資証明書については、発行日から1か月を超過した場合でも、金融機関の指定した期間内であれば有効です。

- 2 証明すべき者が解散又は死亡しているときは、法人の閉鎖謄本又は元事業主の除籍謄本、その他、証明者との関係が分かる資料を提出してください。

- 3 役員、資本金、商号、営業所の所在地等の登記事項の変更に係る変更届が法定期限内(変更後30日以内)に、かつ、許可申請書と同時に提出される場合には、当該登記事項証明書正本の提出は1通でよいものとします。

- 4 審査で疑義が生じた場合は、所定の確認書類以外のもの事実を確認できる書類を求めます。

コピーして使用してください。提出する用紙はA4版です。

静岡県様式 (用紙A4)

役員等氏名一覧表

役員等、又は事業主及び支配人は、下記の者で相違ありません。
また、注1に記載した官公庁への照会を行うことについて承諾します。

申請者 _____ 許可番号 _____ 第 _____ 号
(般・特一)

提出先 県庁 (_____) 土木事務所 _____

行政庁記入欄 受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 受付番号 _____

●法人の商号にあつては登記上の字を、個人の氏名にあつては住民票上の字を確認し、正確に記載してください(法人の役員等の氏名も含む。)

商	号	記			
		役員等の氏名・性別	生年月日	役職名	本籍地
1	フリガナ	男 女	T S H R 年 月 日		
2	フリガナ	男 女	T S H R 年 月 日		
3	フリガナ	男 女	T S H R 年 月 日		
4	フリガナ	男 女	T S H R 年 月 日		
5	フリガナ	男 女	T S H R 年 月 日		
6	フリガナ	男 女	T S H R 年 月 日		
7	フリガナ	男 女	T S H R 年 月 日		
8	フリガナ	男 女	T S H R 年 月 日		

注1 この様式は、法第7条第3号及び法第8条各号の審査に係る市町村、地方検察庁及び県警察本部への照会用の様式です。
静岡県知事許可の新規申請、更新申請又は役員等の変更届の際に作成するものとし、各項目について正確に記入してください。

注2 申請者が法人の場合は、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主及び支配人を記載してください。
なお、株主等についての記載は不要です。

注3 注2に掲げる者(事業主を除く。)の変更届の際は、新たに就任した者のみ記載して下さい。

注4 訂正用の捨印及び印鑑による修正は不要です。

静岡県様式

役員等氏名一覧表

役員等、又は事業主及び支配人は、下記の者で相違ありません。
また、注1に記載した官公庁への照会を行うことについて承諾します。

申請者 静岡建設株式会社 代表取締役 静岡 太郎 許可番号 (般・特一 05) 第 〇〇〇〇〇 号

提出先 県庁 (静岡) 土木事務所

行政庁記入欄 受付日 年 月 日 受付番号

●法人の商号にあっては登記上の字を、個人の氏名にあっては住民票上の字を確認し、正確に記載してください(法人の役員等の氏名も含む。)

商号	静岡建設株式会社
----	----------

記

	役員等の氏名・性別	生年月日	役職名	本籍地
1	フリガナ シズオカ タロウ 静岡 太郎 女	38 年 8 月 6 日	代表取締役	浜松市中央区和合町***
2	フリガナ シズオカ ジロウ 静岡 次郎 女	38 年 2 月 4 日	取締役	浜松市中央区西伊場町***
3	フリガナ ヤマダ ヒロシ 山田 弘 女	48 年 6 月 28 日	取締役 浜松営業所長	浜松市浜名区都田町□□□
4	フリガナ ヤマダ アキラ 山田 明 女	3 年 12 月 11 日	取締役	浜松市浜名区都田町□□□
5	フリガナ マツモト オサム 松本 治 女	35 年 3 月 3 日	沼津営業所長	三島市文教町〇〇〇
6	フリガナ 男 女	年 月 日		
7	フリガナ 男 女	年 月 日		
8	フリガナ 男 女	年 月 日		

- 注1 この様式は、法第7条第3号及び法第8条各号の審査に係る市町村、地方検察庁及び県警察本部への照会用の様式です。
静岡県知事許可の新規申請、更新申請又は役員等の変更届の際に作成するものとし、各項目について正確に記入してください。
- 注2 申請者が法人の場合は、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主及び支配人を記載してください。
なお、株主等についての記載は不要です。
- 注3 注2に掲げる者(事業主を除く。)の変更届の際には、新たに就任した者のみ記載して下さい。
- 注4 訂正用の捨印及び印鑑による修正は不要です。

※記載方法についてはP151参照。

7 別とじ用表紙

提出用

コピーして使用してください。提出する用紙はA4版です。

(用紙A4)

別とじ用表紙



商号又は名称	
許可番号	静岡県知事許可 一般 第 号

受付印

1 申請区分（申請の場合、該当する区分に○を付してください。）

1	新規（純新規・事業継承・法人成）	2	許可換え新規	3	般特新規
4	業種追加	5	更新	6	般特新規＋業種追加
7	般特新規＋更新	8	業種追加＋更新	9	般特新規＋業種追加＋更新

2 変更事項（変更届の場合、該当する変更事項に○を付けてください。）

1	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の変更	2	専任技術者（変更・追加・削除）
3	欠格要件に該当したとき	4	令第3条に規定する使用人（新任・退任）
5	商号又は名称	6	営業所の名称・所在地
7	営業所の新設	8	営業所の廃止
9	営業所の業種追加	10	営業所の業種廃止
11	資本金額	12	役員等の変更（新任・代表者の変更・氏名の変更・退任）
13	個人事業主又は支配人の氏名（改姓等）	14	支配人（令第3条に規定する使用人）（新任・退任）
15	毎事業年度を経過したとき	16	営業所の電話番号及びFAX番号

3 書類名（提出する書類に○を付けてください。）

No	様式番号	書類名
1	様式第7号※	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
2	様式第7号別紙	常勤役員等の略歴書
3	様式第7号の2※	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第1面～第4面）
4	様式第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書
5	様式第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
6	様式第8号※	専任技術者証明書（新規・変更）
7		卒業証明書・資格証明書・監理技術者資格者証
8	様式第9号	実務経験証明書
9	様式第10号	指導監督的実務経験証明書
10	様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
11	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
12	様式第14号	株主（出資者）調書
13	様式第22号の3※	届出書
14	様式第22号の4※	廃業届
15		登記事項証明書
16		納税証明書

注 様式番号欄に※の付されたものは黄色の紙を使用してください。

8 届出者用チェックリスト

参考(提出不要)

申請書類作成の参考としてください。提出は不要です。

建設業許可 届出者用チェックリスト(1)		届出日	年	月	日
商号		土木事務所	土木事務所	許可番号	静岡県知事許可第 号
連絡先	申請者 Tel	担当者(行政書士)	氏名	Tel	
<input type="checkbox"/>	事実の発生したときから14日以内	<input type="checkbox"/>	事実の発生したときから30日以内	<input type="checkbox"/>	毎事業年度終了後4ヶ月以内
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	電話・FAX: 速やかに 廃業: 廃業日から30日以内	

通用		申請書類又は確認書類			レ		
常勤役員等(経営業務の管理責任者等)	様式	変更届出書(様式第22号の2)		役員等の一覧表(別紙一)			
	該当事者の常勤性	氏名	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)				
			常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2)				
	経験期間の地位	氏名	常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙)				
			重複の確認 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 一届出(削除の届出/廃業の届出)の写し				
			住民票(県内に住所登録があるときは不要)				
			健康保険被保険者証				
			国民健康保険被保険者証 + 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等				
			雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳				
			住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書				
			源泉徴収簿/賃金台帳				
			遺隔地の場合			通勤定期券/運転免許証、通勤経路図 の写し	
			出向社員の場合			出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等 の写し	
	5年経験			役員経験 履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書 自営の経験 所得証明書(確定申告書の写し)			
	6年補佐経験(個人)			所得税確定申告書第一表・第二表・決算書			
6年補佐経験(法人)			経営業務の補佐した経験の確認書 + 確認書記載の提出書類				
5年執行役員経験			執行役員等としての経験の確認書 + 確認書記載の提出書類				
2年役員(自営)経験 +3年他業種役員又は建設業執行役員経験			役員経験 履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書 自営の経験 所得証明書(確定申告書の写し)				
経験期間の常勤性			執行役員等としての経験の確認書 + 確認書記載の提出書類				
経験業種・請負実績			財務管理、労務管理、業務運営に関し5年以上の業務経験がある者を補佐として置くこと				
経験期間の常勤性			厚生年金加入期間証明書 厚生年金被保険者記録照会回答票 法人税確定申告書別表一、役員報酬手当及び人件費等の内訳書				
経験業種・請負実績			契約書 の写し 注文書 の写し 請求書・入金確認書類 の写し				
期間計算			許可申請書(様式第1号、別紙一、様式第7号、別紙、様式第12号、様式第20号)(原本提示)				
改姓・改名の場合			戸籍謄本/住民票の写し				

通用		申請書類又は確認書類			レ		
常勤役員等を直接に補佐する者	様式	変更届出書(様式第22号の2)		役員等の一覧表(別紙一)			
	該当事者の常勤性	氏名	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2)				
			常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙)				
	経験期間の地位	氏名	重複の確認 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 一届出(削除の届出/廃業の届出)の写し				
			住民票(国内に住所登録があるときは不要)の提示				
			健康保険被保険者証の写し				
			国民健康保険被保険者証 + 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等				
			雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳 の写し				
			住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書 の写し				
			源泉徴収簿/賃金台帳 の写し				
			遺隔地の場合			通勤定期券/運転免許証、通勤経路図 の写し	
			出向社員の場合			出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等 の写し	
			現在の地位			組織図等、常勤役員を直接に補佐することが確認できる資料	
	経験期間の常勤性			厚生年金加入期間証明書 の写し 厚生年金被保険者記録照会回答票 の写し			
	該当事者の常勤性			重複の確認 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 一届出(削除の届出/廃業の届出)の写し			
経験期間の常勤性			住民票(国内に住所登録があるときは不要)の提示				
経験業種・請負実績			健康保険被保険者証の写し				
期間計算			国民健康保険被保険者証 + 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等				
改姓・改名の場合			雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳 の写し				
			住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書 の写し				
			源泉徴収簿/賃金台帳 の写し				
遺隔地の場合			通勤定期券/運転免許証、通勤経路図 の写し				
出向社員の場合			出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等 の写し				
現在の地位			組織図等、常勤役員を直接に補佐することが確認できる資料				
経験期間の常勤性			厚生年金加入期間証明書 の写し 厚生年金被保険者記録照会回答票 の写し				
改姓・改名の場合			戸籍謄本/住民票の写し				

Chapter 3

建設業許可 届出者用チェックリスト(2)

届出日 年 月 日

商号	土木事務所	土木事務所	許可番号	静岡県知事許可第	号
連絡先	申請者	Tel	担当者(行政書士)	氏名	Tel

事実の発生したときから14日以内
 事実の発生したときから30日以内
 毎事業年度終了後4ヶ月以内
 電話・FAX: 速やかに 廃業: 廃業日から30日以内

健康保険等の加入状況	社会保険	様式	健康保険等の加入状況(様式第7号の3)		
		協会けんぽ	保険料納入告知額・領収済額通知書(口座振替)/納入告知書 納付書・領収証書(窓口納付) の写し		
		組合健保	社会保険料納入(申請)証明書/社会保険料納入確認書 の写し		
	雇用保険	建設国保	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 の写し		
			保険料領収証書(組合・年金事務所) の写し		
			保険料領収証書+健康保険被保険者適用除外承認書 の写し		
	申告納付の場合	保険料領収証書+建設国保加入証明書 の写し			
	口座振替の場合	保険料領収証書(国保組合)+保険料領収書(年金事務所) の写し			
	労働保険事務組合	労働保険概算・確定保険料申告書+領収済額通知書 の写し			
	その他	労働保険料等納入通知書+労働保険料等領収書 の写し			
			労働保険料納付証明書+雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 の写し		

専任技術者	様式	変更・追加の場合	変更届出書(様式第22号の2)		専任技術者一覧表(別紙四)		
		削除の場合	専任技術者証明書(様式第8号)		届出書(様式第22号の3)※一部廃業		
	該当者の専任性	氏名		変更届出書(様式第22号の2)		届出書(様式第22号の3)※一部廃業	
				専任技術者一覧表(別紙四)		専任技術者証明書(様式第8号)※交替	
				重複の確認 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 一届出(削除の届出/廃業の届出)			
			住民票(県内に住所登録があるときは不要)				
			健康保険被保険者証				
			国民健康保険被保険者証 +	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等			
				雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳			
				住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書			
			源泉徴収簿/賃金台帳				
			通勤定期券/運転免許証、通勤経路図 の写し				
		遺囑地の場合	出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等 の写し				
		卒業・資格等	卒業証明書				
		a.指定学科+実務経験	合格証 の写し/免許証 の写し/監理技術者資格者証 の写し				
		c.国家資格等	契約書 の写し				
		実務経験の実績	注文書 の写し				
			請求書+入金確認書類 の写し				
		指導監督的実務経験の実績	契約書 の写し				
			健康保険被保険者証				
			厚生年金加入期間証明書				
			厚生年金被保険者記録照会回答票				
			法人税確定申告書別表一、役員報酬手当及び人件費等の内訳書				
			事業所別被保険者台帳/雇用保険被保険者離職票-1				
			所得証明書 の写し				
			所得税確定申告書第一表・第二表・決算書				
			住民税特別徴収税額決定通知書				
			源泉徴収簿 の写し				
			戸籍謄本/住民票の写し				

欠格要件	様式	届出書(様式第22号の3)		
------	----	---------------	--	--

商号又は名称	様式	変更届出書(様式第22号の2)		登記事項証明書 ※法人
		営業の沿革(様式第20号)		

資本金	営業所	様式	変更届出書(様式第22号の2)		株主(出資者)調査(様式第14号)	
			登記事項証明書		営業の沿革(様式第20号)	
			変更届出書(様式第22号の2)		営業の沿革(様式第20号)	
			名称・所在地	登記事項証明書(支店登記された営業所の場合)		
			新規	変更届出書(様式第22号の2)		営業の沿革(様式第20号)
			廃止	登記事項証明書(支店登記された営業所の場合)		
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)					
	変更届出書(様式第22号の2)		営業の沿革(様式第20号)			
	業種追加	登記事項証明書(支店登記された営業所の場合)				
	業種廃止	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)				
		変更届出書(様式第22号の2)				
		変更届出書(様式第22号の2)				
		写真(外観、入口、内部、許可標識)				

役員等	様式	新任	変更届出書(様式第22号の2)		役員等の一覧表(別紙一)	
			誓約書(様式第6号)		登記事項証明書	
			許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)			
		代表者の変更・氏名の変更	変更届出書(様式第22号の2)		役員等の一覧表(別紙一)	
		登記事項証明書				
	退任	変更届出書(様式第22号の2)		役員等の一覧表(別紙一)		
		登記事項証明書				
	欠格要件	登記されていないことの証明書 ※新任役員の場合に添付、株主等は不要				
		身分証明書 ※新任役員の場合に添付、株主等は不要				
		役員等氏名一覧表 ※新任役員を記載、株主等は不要				

事業主支配人の氏名	様式	変更届出書(様式第22号の2)		役員等の一覧表(別紙一)
		建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ※支配人		
		登記事項証明書 ※支配人		
	改姓・改名の場合	戸籍謄本/住民票の写し		

令第3条(支配人)	様式	新任	変更届出書(様式第22号の2)		誓約書(様式第6号)	
			建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)			
		建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号)				
	退任	登記事項証明書(支配人登記)				
		変更届出書(様式第22号の2)		登記事項証明書(支配人登記)		
		建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)				
	欠格要件	登記されていないことの証明書 ※新任者				
		身分証明書 ※新任者				
		役員等氏名一覧表 ※新任者を記載				
	改姓・改名の場合	戸籍謄本/住民票の写し				

電話・FAX	様式	変更届出書(様式第22号の2)		
--------	----	-----------------	--	--

廃業	提出者	一部業種の廃業	変更届出書(様式第22号の2)		廃業届(様式第22号の4)	
		全部業種の廃業	廃業届(様式第22号の4)			
		個人の死亡	戸籍謄本			
		合併による消滅	登記事項証明書			
		破産手続開始決定	破産管財人及び印鑑証明書/破産管財人資格証明書			
		合併・破産以外の解散	登記事項証明書			

Chapter 3

HP「建設業のひろば」からダウンロードして使用してください。



建設業を営む人のための 建設業許可の手引（申請・変更）

初版	平成 27 年 6 月 29 日
改訂 2 版	平成 29 年 10 月 31 日
改訂 3 版	平成 30 年 3 月 28 日
改訂 4 版	平成 31 年 3 月 29 日
改訂 5 版	令和 2 年 3 月 23 日
改訂 6 版	令和 2 年 11 月 5 日
改訂 7 版	令和 3 年 3 月 29 日
改訂 8 版	令和 4 年 3 月 31 日
改訂 9 版	令和 5 年 8 月 1 日（第 9. 1 版 令和 5 年 9 月 8 日改訂） （第 9. 2 版 令和 6 年 1 月 1 日改訂）
改訂 10 版	令和 6 年 8 月 13 日

編集 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課
〒420 - 8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

問合せ先 電話 054 - 221 - 2507・3058

FAX 054 - 221 - 3562

e-mail : kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp
